

重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン
(行政機関編)
(第1版)

令和7年5月2日

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

【凡例】

- 「法」 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）
- 「施行令」 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）
- 「運用基準」 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）
- ※本ガイドライン本文中の見出しにおいて【運用基準○-△-□】とあるのは、「運用基準第○章第△節□」に対応する補足的事項であることを示す。

※その他、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて使用する用語は、法、施行令及び運用基準において使用する用語の例によるものとする。

【改訂履歴】

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第1版	令和7年5月2日	-	初版発行
第1版（修正版）	令和7年5月15日	※	※

※誤植により第2章第1節2（1）②1行目「当該行政機関において」を削除

目次

はじめに.....	1
第1章 重要経済安保情報の指定及び保護措置.....	2
第1節 指定の基本的考え方.....	2
1 行政機関の範囲.....	2
2 指定行為の意義【運用基準 2-1】.....	4
3 指定の主体となる行政機関の考え方【運用基準 2-1】.....	4
4 特別防衛秘密及び特定秘密との重複排除【運用基準 2-1】.....	5
5 指定の対象.....	5
第2節 指定の3要件.....	6
1 指定の3要件.....	6
(1) 重要経済基盤保護情報該当性【運用基準 2-1-1(2)】.....	6
(2) 非公知性【運用基準 2-1-2】.....	14
(3) 秘匿の必要性【運用基準 2-1-3】.....	15
2 遵守すべき事項及び留意すべき事項.....	16
(1) 現存しない情報をあらかじめ指定する場合【運用基準 2-2-1】.....	16
(2) 行政機関が保有する情報の考え方【運用基準 2-2-2】.....	17
第3節 指定、指定の有効期間の満了、指定解除の手続.....	17
1 指定の手続.....	17
(1) 指定の際の表示、通知、周知等【運用基準 2-3-6】.....	17
(2) 有効期間設定及び延長【運用基準 2-3-3, 3-1-1】.....	18
2 指定の有効期間の満了及び延長時の手続.....	19
(1) 指定の有効期間満了時の措置【運用基準 3-1-2(1)】.....	19
(2) 指定の有効期間延長時の措置【運用基準 3-1-3】.....	19
(3) 指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する場合の措置【運用基準 3-1-4】.....	20
3 指定解除の手続【運用基準 3-2-2(1)】.....	20
4 指定を解除し又は有効期間が満了した重要経済安保情報を記録する行政文書の取扱い【運用基準 3-3】.....	21
第4節 重要経済安保情報の保護のための環境整備【運用基準 2-4-1】.....	21
第2章 適性評価の実施.....	24
第1節 適性評価の流れ.....	24
1 責任者及び担当者の指名等【運用基準 4-2-1】.....	24
2 評価対象者の選定【運用基準 4-2-2】.....	25
(1) 適性評価を実施することが必要な者の類型.....	25
(2) 適性評価を実施するための名簿の作成.....	26
3 行政機関の長の承認【運用基準 4-2-2(2)】.....	29
4 適性評価調査の実施【運用基準 4-2-4, 4-2-5】.....	29
(1) 内閣総理大臣に対する適性評価調査の請求等.....	29
(2) 調査における質問・照会等の対象.....	29

5	評価【運用基準 4-2-6】	30
6	結果の通知【運用基準 4-2-7】	30
第2節	適性評価に関する個人情報等の管理	31
1	行政機関における個人情報等の管理【運用基準 4-4-1(1)】	31
2	法第12条第7項の規定が適用される場合の文書等の保存期間【運用基準 4-4-1(2)】	32
3	適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限（目的外利用の禁止）【運用基準 4-4-3】	33
第3節	苦情及び相談の受付及び処理	35
1	苦情の申出とその処理【運用基準 4-5】	35
	(1) 苦情処理責任者及び担当者	35
	(2) 苦情の申出の書面での受理	35
	(3) 苦情の申出をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止	36
2	相談窓口の設置【運用基準 4-6】	36
第3章	適合事業者の認定及び重要経済安保情報の提供等	38
第1節	適合事業者に重要経済安保情報を提供する場合の流れ	38
1	事業者の選定	38
	(1) 事業者への提供の必要性の判断【運用基準 5-1-1(1)】	38
	(2) 事業者への事前の情報提供【運用基準 5-1-1(2)】	39
	(3) 他の行政機関から提供を受けた重要経済安保情報の提供【運用基準 5-1-1(3)】	40
2	適合事業者の認定	41
	(1) 認定申請書及び規程の提出【運用基準 5-1-2(1), (2)】	41
	(2) 適合事業者の認定審査【運用基準 5-1-2(3)】	41
3	認定審査の結果の通知【運用基準 5-1-3】	47
4	契約の締結及び適性評価の実施【運用基準 5-1-4, 5-1-5】	47
第2節	適合事業者に重要経済安保情報を保有させる場合の流れ	48
1	事業者の選定	48
	(1) 調査又は研究その他の活動の必要性の判断【運用基準 5-2-1(1)】	48
	(2) 事業者への事前の情報提供及び同意の取得【運用基準 5-2-1(2), (3)】	48
	(3) 事業者が独自に実施した調査研究等の扱い【運用基準 5-2-1(4)】	49
2	適合事業者の認定及び重要経済安保情報の指定【運用基準 5-2-2】	49
3	契約の締結【運用基準 5-2-3】	50
4	適性評価の実施【運用基準 5-2-4】	50
第3節	適合事業者と認定した後の措置	50
1	事業者からの申請事項の変更に係る報告【運用基準 5-3-1】	50
2	変更部分に係る再審査【運用基準 5-3-2】	51
3	再審査の結果の通知【運用基準 5-3-2】	51
別添1	契約書のひな型	52

はじめに

本ガイドラインは、行政機関が、法、施行令、運用基準に定める重要経済安保情報の指定及び保護措置、適性評価の実施、適合事業者の認定等の実務を行うに当たっての補足的事項を定めるものである。

本ガイドラインは、行政機関において法の運用に関わる者の理解を助けることを目的として、実務における原則となる考え方や代表的な事例、参考様式を示している。各行政機関は、各行政機関及び所掌分野の実情に応じた実務の方法について、保護規程その他の規定に詳細を定めるとともに、本ガイドラインも参照し、法の適切な運用に努めることが求められる。

なお、運用基準を補足する資料としては、本ガイドラインのほか、適合事業者の認定を受けようとする事業者に向けた「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン（適合事業者編）」、適性評価を受ける行政機関の職員及び適合事業者の従業者に向けた「適性評価に関するQ&A」も作成されている。行政機関において適合事業者の認定や適性評価に関わる者は、これらのガイドラインも参照するとともに、各ガイドラインの対象者に対してガイドラインの周知その他必要なアドバイスを行うことが求められる。

第1章 重要経済安保情報の指定及び保護措置

本章では、行政機関が運用基準第2章及び第3章に規定する重要経済安保情報の指定、有効期間の延長及び指定解除を行う際の考え方や留意すべき事項、また行政機関における重要経済安保情報を保護するための施設・設備を含む環境整備について規定する。

第1節 指定の基本的考え方

1 行政機関の範囲

本法において、重要経済安保情報の指定や解除、適性評価の実施や適合事業者の認定は、法第2条第2項に規定する「行政機関の長」が各々行う。

本法における「行政機関」は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）に規定する「行政機関」と同様に、国政を執行する全ての行政機関を対象としている。具体的には、法第2条第1項第1号から第6号まで及び施行令第1条において、以下の行政機関を規定している（令和7年4月1日現在）。

法第2条第1項

【第1号】

- ・「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）」：内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、船舶活用医療推進本部、デジタル庁及び復興庁
- ・「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」：人事院

【第2号】

- ・内閣府
- ・宮内庁
- ・「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」：公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁

【第3号】

- ・「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」

く。): 総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

【第4号】

- ・「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの」：警察庁

※政令でその他の行政機関は規定されていない。

【第5号】

- ・「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」：検察庁

【第6号】

- ・会計検査院

これらの機関における「行政機関の長」については、法第2条第2項第1号から第3号まで及び施行令第2条に規定しており、具体的には以下のとおりである。

法第2条第2項

【第1号】

- ・「第2号及び第3号に掲げる機関以外の機関」における「当該機関の長」：上記第2条第1項各号に掲げた行政機関のうち、下記第2条第2項第2号及び第3号に掲げる機関以外の機関の長

【第2号】

- ・「第1項第4号及び第5号の政令で定める機関（次号に掲げるものを除く）」における「当該機関ごとに政令で定める者」：検察庁の長

【第3号】

- ・「合議制の機関」における「当該機関」：人事院、国家公安委員会、原子力規制委員会、会計検査院 等

独立行政法人及び地方公共団体は、本法で定義する行政機関には含まれない。そのため、独立行政法人や地方公共団体（都道府県警察を除く）の保有する情報について、これらの機関が自ら指定することや、国の行政機関が直接指定することはない。ただし、これらの機関が、法第10条第1項又は第2項に基づく適合事業者として、行政機関から認定を受け、重要経済安保情報の取扱いを行う場合には、法の適用対象となる。なお、都道府県警察については、警察庁の所掌事務のうち我が国の安全保障に関するものを遂行する上で重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが必要となることが想定されるため、適合事業者の認定を要することなく、警察庁長官が必要があると認めるときは重要経済安保情報を提供することができることとするとともに、都道府県警察が保有する

情報を警察庁長官が指定することもできることとしている（法第5条第2項及び第7条）。

2 指定行為の意義【運用基準 2-1】

本法は、特定秘密保護法の例にならい、行政機関の保有する実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年5月31日決定）の中から、取扱者の制限や漏えい時の罰則等の規定の対象とすべき情報を抽出・明確化するための手段として、行政機関の長による重要経済安保情報の指定という制度を導入しており、指定に当たっては、重要経済基盤保護情報該当性、非公知性、秘匿の必要性の3要件を充足することとしている。運用基準第2章第1節では、指定の3要件を一層明確化するため、特に重要経済基盤保護情報該当性について、指定対象となる情報の類型を具体化した細目を列挙し、当該細目に該当するか否かにより、要件への該当性を判断することを定めている。

運用基準

第2章 重要経済安保情報の指定

第1節 指定の要件

法第3条第1項は、行政機関の長が指定する重要経済安保情報について、以下の3つの要件を規定している。

- ・ 当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報（法第2条第4項に規定する重要経済基盤保護情報をいう。以下同じ。）であること（以下「重要経済基盤保護情報該当性」という。）
- ・ 公になっていない情報であること（以下「非公知性」という。）
- ・ その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（以下「秘匿の必要性」という。）

重要経済安保情報に指定される情報からは、特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。）に該当するものは除かれる。

行政機関の長が指定しようとする情報について、要件該当性を判断するに当たっての基準は、以下1から3のとおりとする。

3 指定の主体となる行政機関の考え方【運用基準 2-1】

ある情報の重要経済安保情報への該当性は、当該情報を所掌する行政機関の長でなければ判断できないと考えられること、また仮に指定された場合には当該情報を所掌する行政機関がその保護について第一義的な責任を負うべきであることから、重要経済基盤保護情報該当性の定義にあるとおり、本法では、行政機関の長が重要経済安保情報に指定することができる情報を「当該行政機関の所掌事務に係る」と限定している。

したがって、例えば、ある行政機関が、他の行政機関の所掌事務に係る情報であって、

重要経済安保情報として保護すべきではないかと思われるものを入手した場合には、当該情報を入手した行政機関の長は、自ら指定をするのではなく、関係行政機関の協力について定めた法第 20 条に基づき、当該他の行政機関に連絡するなどの適切な対応を行うことが期待される。ただし、ある情報が複数の行政機関の所掌事務に係る情報である場合には、当該情報を複数の行政機関がそれぞれの所掌事務の観点から重要経済安保情報に指定することはあり得る。

いずれの場合にも、ある情報がいずれかの行政機関で重要経済安保情報に指定される場合には、同一の情報を保有する他の行政機関においても当該情報が重要経済安保情報として取り扱われることとなるよう、法第 20 条に基づき、関係行政機関が協力して適切な対応を行うこととなる。

4 特別防衛秘密及び特定秘密との重複排除【運用基準 2-1】

特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づき保護される情報であるが、この中に重要経済安保情報の要件を同時に充足する情報があることを否定できないため、制度の重複適用を排除する観点から、本制度の対象外と整理している。

特定秘密と重要経済安保情報との関係については、特定秘密の指定要件である別表該当性と重要経済安保情報の指定要件である重要経済基盤保護情報該当性のいずれをも充足する情報が存在すると考えられ、それらの情報については、非公知性及び秘匿の必要性の要件も充足する場合、当該情報の機微度に応じて、それぞれの制度によって規律することとしている。すなわち、「漏えいした場合に安全保障に支障を与えるおそれがあるもの」には、字義上、「漏えいした場合に安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるもの」が含まれることから、重要経済安保情報から特定秘密を除くことを規定している。

5 指定の対象

重要経済安保情報の指定の対象は、「情報」であり、重要経済安保情報を記録する個々の文書や物件などの「媒体」（法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる「文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件」）ではない。したがって、重要経済安保情報の指定の効果は、個々の媒体に記録された情報にとどまるものではなく、情報を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、客観的に同一性があるもの全てに及ぶものである。また、複数の情報を集合的に捉えたものも、重要経済安保情報の指定の対象である。例えば、特定の脅威主体により、ある一定期間の間に我が国に対するサイバー攻撃が累次に行われた場合、累次に行われた個々のサイバー攻撃関連情報を別個の情報として指定のではなく、特定主体による累次のサイバー攻撃に関する情報として指定すること等が考えられる。

【参考】 重要経済安保情報である情報を記録する媒体

法第3条第2項第1号では重要経済安保情報である情報を記録する媒体として、「文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件」を掲げているが、このうち「文書」とは、文字その他の符号をもって一定の情報を表示した書類等の物件であり、「図画」とは、形象を表示した物件で、写真、設計図、映画のフィルム等を含むものである。また、「電磁的記録」とは、サーバー等の記憶媒体上になされた記録そのものを指し、「物件」とは、文書及び図画を除いたあらゆる物件のことであり、録音テープ、デジタル情報を蓄積している電子機器等を含む。

なお、「当該情報を化体する」とは、当該情報の内容である言語や数式等が、それに相応する文字や音声で表現されているのではなく、他の手段によって表現されていることをいう。例えば、「外部から行われる物理的攻撃に対する措置」の内容が文字として文書に記録されて表現されていたり、音声として録音テープに記録されて表現されているのではなく、立体の模型によって表現されているといったことが該当する。

本法では、重要経済安保情報を含む情報が電磁的記録として保存されている場合、電子計算機等の画面に表示された際に指定された情報の範囲を認識できるよう、電磁的記録そのものに重要経済安保情報の表示の記録を含めることを定めている。さらに、電磁的記録の中に重要経済安保情報の表示の記録を含むだけでは、当該電磁的記録がUSBメモリー等の外部記録媒体に記録されている場合にそれが重要経済安保情報を含むことを認識できないため、当該外部記録媒体にも表示をする必要があることから、文書、図画、電磁的記録に加え、「(重要経済安保情報である情報を記録する)物件」を明示することとしている。

第2節 指定の3要件

1 指定の3要件

(1) 重要経済基盤保護情報該当性【運用基準2-1-1(2)】

ある情報が重要経済基盤保護情報に該当するかについては、運用基準第2章第1節1(2)に掲げた事項の細目に該当するか否かにより判断することとなる。以下、法第2条第4項各号に掲げる事項の細目に沿って、該当し得る情報を例示する。

【第1号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究】

運用基準

第2章 重要経済安保情報の指定

第1節 指定の要件

1 重要経済基盤保護情報該当性

(2) 重要経済基盤保護情報該当性

【第1号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究】

① 外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの

- ア 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置
 - a 施設・設備等の導入及び維持管理等に係る規制・制度に関して行政機関が行う審査・監督等の措置
 - b 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の役務の提供に支障を与える行為に対応するための措置
 - c 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（a及びbに掲げるものを除く。）
- イ 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置
- ② 外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの
 - ア 外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置
 - イ 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置
 - a 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に対応するための措置
 - b 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（aに掲げるものを除く。）
 - ウ 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置

本法は我が国の安全保障の確保を目的としていることから、本法による保護の対象となる情報は、重要経済基盤に関する情報のうち、安全保障に係るものに限定することとしている。そのため第1号においては、重要経済基盤を保護するための措置について、「外部から行われる行為から」という限定を加えている。すなわち、自然災害など、外部から行われる行為に起因しない脅威に対応するための保護措置は、第1号には含まれない。

我が国の重要経済基盤を脅かす「外部から行われる行為」には様々なものが想定されるが、本運用基準では、重要経済基盤を「基盤公共役務の提供体制」と「重要物資の供給網」に分けた上で、それぞれに対して想定される脅威を、侵害の対象や侵害の手段などの観点から類型化し、各脅威に対応する保護措置について、第1号の事項の細目として規定している。なお、第1号の保護措置は、基本的に行政機関が講じる措置を想定しているが、この措置の中には、行政機関が事業者に一定の対策を取るよう求める措置等も含む。

具体的な脅威の類型と各細目に含まれる情報としては、次のようなものが考えられる。

- 第1号①アに規定する「基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備

等」に対する脅威としては、例えば、施設・設備等の一部に不正な機能を持つ機器やプログラム等が供給され、それらが外部主体により役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれや、外部主体から施設・設備等の機能停止等を狙った物理攻撃、サイバー攻撃その他の侵害行為が行われるおそれなどが想定される。

前者の脅威に対応する保護措置の例として、例えば経済安全保障推進法では、特定社会基盤役務（基幹インフラ役務）の用に供する特定重要設備について、特定社会基盤事業者が導入又は維持管理等の委託をする場合には事前に所管の行政機関に届出を行い、審査を受けることが義務付けられている。こうした行政機関が行う審査に関連する情報の中で、漏えいした場合に、外部主体により対抗措置が取られる等、我が国の安全保障に支障を与えるおそれのある情報が含まれる場合には、「a 施設・設備等の導入及び維持管理等に係る規制・制度に関して行政機関が行う審査・監督等の措置」に該当するものとして指定することが考えられる。

後者の脅威に対する保護措置の例としては、例えば、行政機関が行う事業者の施設・設備等の物理的な警備措置や、事業者の施設・設備等を狙ったサイバー攻撃に対する事業者の防護措置を行政機関が支援する措置、基盤公共役務を提供する行政機関自身の施設・設備等に対するサイバー攻撃への防護措置などが想定される。こうした措置の詳細についても、同様に漏えいした場合に我が国の安全保障に支障を与えるおそれのある情報が含まれ得ることから、「b 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の役務の提供に支障を与える行為に対応するための措置」に該当するものとして指定することが考えられる。

- 第1号①イで規定する「基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為」については、例えば、特定国の企業が買収等を通じて基盤公共役務を提供する事業者の経営権を取得する行為や、外部主体が不正な手段や事業者の従業員への働きかけなどを通じて、事業者の保有する技術、知識、データ等を窃取する行為や破壊する行為などが考えられる。

前者の脅威に対応する保護措置の例として、例えば、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の対内直接投資審査制度があり、ここで行政機関の審査の判断に用いる情報の中には、漏えいした場合に我が国の安全保障に支障を与えるおそれのある情報が含まれ得る。後者の脅威に対する保護措置の例としては、例えば、行政機関が主導して行う技術流出防止措置をはじめとした我が国が優位性を持つ技術の保護措置が想定され、こうした措置の詳細に関する情報の中には、同様に、漏えいした場合に我が国の安全保障に支障を与えるおそれのある情報が含まれ得る。そうした情報については、本細目に該当するものとして指定することが考えられる。

- 第1号②アに規定する「外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等」については、記載のとおり、特定国による重要物資の輸出制限や国際物流網の封鎖などさまざまな要因により、我が国が海外に依存する重要物資やその原材料の輸入量が減少し、国内で供給途絶等が生じる脅威や、不公正な貿易政策により国内産業が打撃を受け、国内における重要物資の生産基盤が弱体化することで、結果として当該物資の海外依存度の高まりや供給不足が生じる脅威などが想定される。

前者の脅威に対応するための措置の例としては、外交的な手段のほか、例えば、当該重要物資の代替供給源を開発する、国内生産を促進する、備蓄を行う等の政策を推進することが考えられる。後者の脅威に対応するための措置としては、重要物資を供給する国内産業基盤を保護する政策を取ることが考えられる。

行政機関がこうした政策を推進するに当たっての状況分析や政策判断の中には、漏えいした場合に我が国の安全保障に支障を与えるおそれのある情報が含まれ得ることから、そうした情報については、本細目に該当するものとして指定することが考えられる。

- 第1号②イに規定する「重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等」については、第1号①アの基盤公共役務の場合と同様、外部主体から施設・設備等の機能停止等を狙った物理攻撃、サイバー攻撃その他の侵害行為が行われるおそれなどが想定される。この脅威に対する保護措置の例としては、例えば、事業者の施設・設備等を狙ったサイバー攻撃に対する事業者の防護措置を行政機関が支援する措置などが想定され、こうした措置の詳細を本細目に該当するものとして指定することが考えられる。

- 第1号②ウに規定する「重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為」については、第1号①イの基盤公共役務の場合と同様、ある重要物資の供給に中核的な役割を果たす事業者の特定国企業による買収や、外部主体が事業者の技術、知識、データ等を窃取や破壊する行為が想定される。これに対応する保護措置の例として、外為法の対内直接投資審査制度における審査の判断に用いる情報や、行政機関が主導して行う技術保護措置等の詳細などを本細目に該当するものとして指定することが考えられる。

【第2号 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの】

運用基準（続き）

【第2号 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの】

- ① 重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの
- ア 基盤公共役務の提供体制の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる事項に関するもの
 - a 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報
 - b 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報
 - イ 重要物資の供給網の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる事項に関するもの
 - a 重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき調査・分析等により得られた情報
 - b 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報
 - c 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報

第2号は、重要経済基盤保護情報の類型として「重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの」を掲げ、その代表例として、重要経済基盤の脆弱性であって安全保障に関するもの及び重要経済基盤に関する革新的な技術であって安全保障に関するものを挙げている。これらの情報が漏えいした場合、当該脆弱性を突いた攻撃が行われたり、当該革新的な技術が軍事転用されるなど、我が国の安全保障が害されるおそれがある。なお、重要経済基盤の脆弱性であっても、安全保障に支障を与えない程度の軽微なものや、革新的技術であっても、重要経済基盤に関係しないものや安全保障上の影響が想定されないものなどは第2号の対象とはならない。

第2号①では、「重要経済基盤の脆弱性であって安全保障に関するもの」を第1号の脅威の類型と対応する形で分類している。

- 第2号①ア a「基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性」について、例えば、行政機関が自ら保有するシステムのサイバーセキュリティ上の脆弱性を把握する場合や、事業者の施設・設備等の物理的な又はサイバーセキュリティ上の脆弱性のうち事業者が認知していないものについて、行政機関が立入検査や政策上の支援の過程で発見する場合などが考えられる。こうした脆弱性のうち、漏え

いした場合に我が国の安全保障に支障を与えるおそれのある情報については、本細目に該当するものとして指定することが考えられる。

- 第2号①ア b「基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報」については、例えば、行政機関が特定の事業者から技術流出の懸念があることを認知し、その情報が漏えいした場合に我が国の安全保障に支障を与えるおそれのある情報である場合には、本細目に該当するものとして指定することが考えられる。
- 第2号①イ a「重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき調査・分析等により得られた情報」については、例えば、行政機関が重要物資のサプライチェーン構成等の詳細の調査・分析を通じて、特定の重要物資に供給途絶につながる脆弱性があることを認知した場合に、その情報が漏えいした場合に我が国の安全保障に支障を与えるおそれのある情報である場合には、本細目に該当するものとして指定することが考えられる。
- 第2号①イ b「重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報」については、ア a の基盤公共役務の場合と同様、事業者又は行政機関の施設・設備等の物理面・サイバーセキュリティ上の脆弱性を行政機関が自ら又は新たに認知した場合に、その情報が漏えいした場合に安全保障に支障を与えるおそれのある情報である場合には、本細目に該当するものとして指定することが考えられる。
- 第2号①イ c「重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報」については、ア b の基盤公共役務の場合と同様、例えば、行政機関が特定の事業者から技術流出の懸念があることを認知し、その情報が漏えいした場合に我が国の安全保障に支障を与えるおそれのある情報である場合には、本細目に該当するものとして指定することが考えられる。

運用基準（続き）

【第2号 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの】

② 重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる事項に関するもの

ア 重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国の政府等から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられて

いる情報

イ 重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野（これから技術優位性を確保しようとする分野も含む。）に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報

ウ 重要経済基盤を防護するための革新的技術に関する情報

第2号②では、「重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもの」のうち、行政機関が保有し得る情報として代表的に想定されるものを細目として掲げている。

- 第2号②ア「重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国の政府等から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報」については、外国の政府等から提供された重要経済安保情報に相当する情報は、本細目において指定した上で適切に保護する必要がある。なお、国際共同研究開発の実施主体が大学、独立行政法人、民間企業等である場合にも、原則として国家間で重要経済安保情報に相当する情報を授受する場合には、政府間での取り決めの下に政府間において授受した情報を、それぞれの政府から各国内の実施主体に提供するプロセスを取る事となる。
- 第2号②イ「重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野（これから技術優位性を確保しようとする分野も含む。）に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報」については、例えば、行政機関が我が国が技術優位性を持つ分野やこれから技術優位性を確保しようとする分野を特定し、それら分野の強化・育成や技術流出防止等の政策を企画立案する際に、様々な革新的技術の内容や当該技術の応用可能性等の情報を収集し、分析することが想定される。それら情報のうち、民間企業や研究機関が独自に保有している技術情報そのものではなく、行政機関が自ら分析し、又は企画立案を加えることで生成した情報について、漏えいした場合に我が国の安全保障に支障を与えるおそれのある情報が含まれる場合には、当該情報を本細目に該当するものとして指定することが考えられる。また、国が法第10条第2項により、適合事業者に委託して特定の技術を研究開発させ、保有させる場合も本細目に該当するものとして指定対象となり得る。
- 第2号②ウ「重要経済基盤を防護するための革新的技術に関する情報」については、例えば、基盤公共役務の提供や重要物資の供給網を支える施設・設備等を防護するための革新的なサイバーセキュリティ技術などが想定される。イ同様、民間企業や研究機関が独自に保有している技術情報そのものではなく、行政機関が自ら分析し、又は企画立案することで生成した情報や、国が法第10条第2項により、適合事業者に委託して特定の技術を研究開発させ、保有させる場合が本細目に該当するものとして指定対象となり得る。

運用基準（続き）

【第2号 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの】

③ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

経済安全保障に関する情勢の変化は速く、第2号①②に掲げる細目の他にも、行政機関が重要経済基盤に関する重要な情報で安全保障に関するものを入手する可能性があるが、それら情報について、各行政機関が要件該当性を厳格に判断した上で真に保全の必要性が認められる場合には、適切に指定し、保護を図る必要がある。例として、行政機関が重要経済基盤に関して収集・分析した国際情勢や、我が国を標的とする外部の脅威主体の動向などのうち、安全保障の観点から秘匿度の高い情報については、本細目に該当するものとして指定することが考えられる。

【第3号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報】

運用基準（続き）

【第3号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報】

外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報（当該情報を分析して得られた情報を含む。）

本法は、経済安全保障分野を含めた我が国の情報保全制度への信頼性が高まり、同盟国・同志国との情報共有が一層円滑になることを目的の一つとしている。その観点から、外国の政府又は国際機関から提供された情報であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報については、確実に指定し、適切な保全措置を行う必要がある。

第1号の「外部から行われる行為から重要経済基盤を保護する措置」については、我が国が同盟国・同志国と協力して行うものも想定され、これに伴い外国の政府又は国際機関から重要経済安保情報に相当する情報の提供が行われることがあり得ることから、第3号において指定対象とすることとしている。

なお、これは第2号の「重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの」について、外国の政府又は国際機関から得た情報を重要経済基盤保護情報の対象から除外しているわけではなく、第2号に該当する情報を外国の政府又は国際機関から得た場合には、第

2号の細目のいずれかに該当するものとして指定することとなる。

【第4号 第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力】

運用基準（続き）

【第4号 第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力】
第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力に関する情報

我が国政府が、第2号（重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの）及び第3号（外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報）に関して行う情報収集活動について、収集対象となる情報の内容や収集の手段などの情報が漏えいすれば、我が国の情報収集活動の実態が明らかとなり、我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあることから、当該情報も重要経済安保情報として指定することとしている。

一方、第1号（外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究）は第2号及び第3号と異なり、個々の重要経済基盤の保護に責任を持つ各行政機関が企画立案等を通じて保有する情報であり、「収集整理」の対象ではないため、第4号の対象としていない。なお、第1号の措置を行う部署の体制や、当該措置に伴い行う情報収集活動の内容やその手段等は、第1号に含まれ得る。

(2) 非公知性【運用基準 2-1-2】

運用基準において、非公知性（公になっていない情報であること）の判断については、以下のとおり「現に不特定多数の者に知られていないか否かにより行うものとする」と規定している。

運用基準（続き）

2 非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の者に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていないとしても、本要件を満たさない。なお、非公知性の判断については、知る必要がある者、実際に知っている者、情報の管理状況等を勘案し、個別具体的に行うものとする。

これは、「公にされたか否か」とは別個の概念と解すべきである。例えば、重要経済安保情報に指定された情報と同一性を有する情報が、一度は不特定多数の者の目に触れる可能性のある場所に掲示された場合であっても、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者がそのことに気づき、情報の取扱いの業務を行う者以外の誰の目にも触れないうちに、即座に情報の掲示を停止し、情報を適切な保全環境に戻した場合に

は、当該情報は引き続き「公になっていない」と解すべきである。

また、例えば、第三者が根拠のない憶測を基に流布した情報の中に、偶然、重要経済安保情報に指定された情報と内容的に重なる情報が含まれていたとしても、情報としての同一性を有していないと整理される。その場合、指定された情報は引き続き「公になっていない」と解される。

(3) 秘匿の必要性【運用基準 2-1-3】

運用基準において、秘匿の必要性（その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること）の判断については、以下のとおり規定している。

運用基準（続き）

3 秘匿の必要性

秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

- ・ 安全保障のために我が国が実施する施策や取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力などが露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難になったりすることとなる
- ・ 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力が滞るなど、我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。

ここでいう安全保障について、法第1条では、安全保障を「外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう」と定義している。「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、情報公開法第5条第3号及び個人情報保護法第74条第2項第1号に「国の安全」との文言が用いられているが、本法の「安全保障」の定義における「国家及び国民の安全」も、情報公開法及び個人情報保護法でいうところの「国の安全」と異なるところはない。その意義は「国家の構成要素である国土、国民および統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国家社会の基本的な秩序が平穏に維持されていること」をいい、より具体的には、「国の独立と平和が侵略から守られていること、国民の生命・身体の安全が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治経済体制・社会秩序の安定が確保されていること等を意味する」とされている（宇賀克也著「新・情報公開法の逐条解説」106頁、宇賀克也著「新・個人情報保護法の逐条解説」508頁）。

その上で、運用基準においては、秘匿の必要性の判断を「我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるおそれ」があるか否かにより行うものとし、そうしたおそれの具体例を挙げている。これは、情報を指定するに当たり、「我が国の安全保障に支障を与えるおそれ」については、抽象的なおそれではなく、個別の情報の内容に応じて、当該情

報が漏えいした場合にどのような安全保障に支障を与える事態が生じ得るかを具体的に検討し、判断すべきことを規定したものである。

なお、自然災害や事故への対処に関する情報については、当該情報そのものが、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものとして重要経済安保情報に指定されることはない。これは、人為的に発生するものではない自然災害等に関する情報は、その漏えいを防止したとしても、発生を防止できるものでなく、また、外国やテロ組織等が関係情報を入手したとしても、対抗措置が講じられ、自然災害等への対処に直ちに支障が生じるといった性格のものではないからである。

2 遵守すべき事項及び留意すべき事項

(1) 現存しない情報をあらかじめ指定する場合【運用基準 2-2-1】

運用基準第 2 章第 2 節 1 では、指定に当たって遵守すべき事項の 1 つとして、以下を記載している。

運用基準

第 2 章 重要経済安保情報の指定

第 2 節 指定に当たって遵守すべき事項

1 遵守すべき事項

- (4) 重要経済安保情報に当たる情報が出現する前であっても、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、重要経済安保情報の指定の対象となる情報である。これを前提に、重要経済安保情報に当たる情報が出現する前に、これを重要経済安保情報に指定する場合には、その必要性及び当該情報の出現可能性について、慎重に判断すること。

行政機関が重要経済安保情報を生成させる途上にある場合（行政機関が重要経済基盤の保護措置を自ら企画立案する場合や、法第 10 条第 2 項に基づき適合事業者調査研究等をさせて重要経済安保情報を作成させる場合等）や、外国の政府等から重要経済安保情報に相当する情報の提供を予告されている場合等には、「現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に内容を特定し得る情報」で、出現した場合には速やかに重要経済安保情報として保護すべき情報が存在し得る。行政機関において、こうした情報の出現を予見し、必要と判断した場合には、当該情報を重要経済安保情報としてあらかじめ指定することができる。ただし、そうしたあらかじめの情報指定が過度に広範に行われないよう、行政機関は必要性及び当該情報の出現可能性について慎重に判断するとともに、仮に予定していた情報が出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても速やかに指定を解除するなど、制度の適正な運用に努めなければならない。

(2) 行政機関が保有する情報の考え方【運用基準 2-2-2】

運用基準第2章第2節2では、指定に当たっての留意事項として、以下を記載している。

運用基準（続き）

2 留意事項

重要経済安保情報に指定される情報とは、行政機関が保有する情報であることが前提であるが、事業者等から提供された情報であっても、3つの要件に該当するものであれば、行政機関の長が重要経済安保情報に指定することは妨げられない。ただし、要件該当性の判断に当たっては、特に、非公知性と秘匿の必要性の該当性との関係において、事業者等から提供された情報を単に重要経済安保情報に指定するだけでは、当該情報を提供した事業者等には法の規定は及ばず、当該事業者等は適性評価を受けずとも引き続き当該情報を扱うことが可能で、漏えいに対して最大5年以下の法定刑が及ぶこともない、といったことを踏まえる必要がある。

上記のとおり、事業者等から提供された情報そのものを単に指定するだけでは、当該情報を提供した事業者等には法の規定は及ばない。事業者等が、重要経済安保情報としての取扱いの義務を負うのは、法第10条第1項又は第2項に基づき、適合事業者として認定を受け、契約を締結した上で、行政機関から重要経済安保情報を提供された場合又は重要経済安保情報を保有することとなった場合に限られる。すなわち、当該情報を提供した事業者等には、当該情報を適性評価を受けていない者に取り扱わせることや、他者に提供することを含めて、本法による規制はかからない。

他方、行政機関が、事業者等から提供を受けた情報も含めたさまざまな情報を収集した上で、自ら分析や判断を加えることで生成した情報については、事業者等から提供を受けた情報そのものとは性質が異なる、行政機関が独自に保有する情報であると評価することが可能である。

第3節 指定、指定の有効期間の満了、指定解除の手続

本節では、指定、指定の有効期間の満了及び延長、指定解除の際の手続について、法、施行令及び運用基準に規定された事項のうち補足すべき点について解説する。各行政機関における具体の手続きについては、各行政機関の保護規程において定められることとなる。

1 指定の手続

(1) 指定の際の表示、通知、周知等【運用基準 2-3-6】

法第3条第2項では、重要経済安保情報が指定されたときは、当該指定に係る重要経済安保情報の範囲を明らかにするため、重要経済安保情報である情報を記録する媒体の区分に応じ、適切な形で重要経済安保情報である旨の表示を行う（法第3条第2項第1号及び施行令第4条）こととされ、情報の性質上そうした表示をすることが困難である場合には、代替措置として、指定が行われた旨を当該情報を取り扱う者に通知することを定めている（法第3条第2項第2号及び施行令第5条）。

法第3条第2項第2号に定める「情報の性質上重要経済安保情報の表示を行うことができない場合」とは、例えば、ある情報が有体物に記録され又は化体されている場合であっても、当該物件が小さすぎて表示を付すスペースがない場合など、物理的に表示をすることが困難である場合があるが、これに限らず、現存しないが、将来出現することが確実かつ完全に特定し得る情報で、出現すると同時に保護を与えなければならない場合には、「重要経済安保情報である情報の性質上前号に掲げる措置を講ずることが困難である場合」として、通知により重要経済安保情報の範囲を明確にすることとしている。

当該情報を取り扱う者への通知の方法は、重要経済安保情報の指定の有効期間・満了年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要について、書面の交付（電磁的記録として作成した書面を電子的手段で提供する場合を含む）により行うことが規定されている（施行令第5条）。

運用基準第2章第3節6では、更に、重要経済安保情報の表示が可能である場合についても、取扱いの業務を行う者に指定の事実を確実に知らせるため、指定に係る情報を周知すべきことを定めている。周知の方法は上記の通知の方法と同様に行うことが望ましい。

なお、あくまで上記は代替措置であり、重要経済安保情報の範囲を明らかにする方法としては表示をする方が優れていることから、法第3条第3項では、同条第2項第2号に基づき重要経済安保情報の表示ができない場合の通知を行った場合で、後に情報が出現する等、表示をすることが可能となった場合は、直ちに当該措置を講ずるべきことを定めている。その上で、施行令第6条で、当該措置を講じた場合は、指定管理簿にその旨を記載又は記録することとしている。

(2) 有効期間の設定及び延長【運用基準 2-3-3, 3-1-1】

法第4条第1項から第4項までは、行政機関の長は、指定をするときは、①指定の日から5年を超えない範囲内で有効期間を定めること、②指定の有効期間が満了する時において当該情報が指定要件を満たすときは、5年を超えない範囲内で有効期間を延長すること（その際、後述の政令で定める所要の措置を講じること）、③指定の有効期間は、内閣の承認を得た場合を除き通じて30年を超えないこと、を規定している。

運用基準では、①有効期間の設定に当たっては、経済安全保障を巡る情勢変化の速さを勘案して適切な期間を定めること等（第2章第3節3）、②指定の有効期間を延長する際の手続の詳細として、当該行政機関の職員による指定理由の点検、書面等により延長の判断の理由を明らかにしておくこと、一定の場合には延長の判断を特に慎重に行うべきこと、情報の一部が指定要件を満たさない場合には当該部分を除いた残余部分についてのみ有効期間を延長すべきこと、について定めている（第3章第1節1）。

2 指定の有効期間の満了及び延長時の手続

(1) 指定の有効期間満了時の措置【運用基準 3-1-2(1)】

施行令第7条第1項では、行政機関の長が、指定の理由の点検の結果、重要経済安保情報の有効期間を延長せず有効期間が満了したときは、①重要経済安保情報表示の抹消をした上で指定有効期間満了表示をすること、②当該重要経済安保情報の指定について通知を受けた者（同項第2号イ）及び当該重要経済安保情報の提供を受けた者（同号ロ）に対し、当該指定の有効期間が満了した旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること、③指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨及びその年月日を記載又は記録することを定めている。

②については、指定の有効期間満了の事実は、情報の取扱いに関わる者に漏れなく認知させることが適切であることから、運用基準第3章第1節2(1)では施行令の措置に加え、②の通知の対象とならない、当該行政機関において当該重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（①の措置による重要経済安保情報表示の抹消と指定有効期間満了表示を確認できる者）に対しても、有効期間満了の事実を周知することを定めている。

また、過去に当該重要経済安保情報の取扱いの業務に従事していた者で、取扱いの業務を離れた後も本法の守秘義務の対象となっている者については、行政機関が有効期間満了の周知を該当者全員に徹底することは、連絡先を把握することが困難であるなどの実務的観点から困難であると考えられる一方で、当該者が有効期間が満了したか否かの確認を希望する場合は、行政機関に確認できるようにすることが必要であることから、同じく運用基準において、その旨を定めている。

(2) 指定の有効期間延長時の措置【運用基準 3-1-3】

施行令第8条では、行政機関の長が、指定の理由の点検の結果、重要経済安保情報の有効期間を延長したときは、①当該重要経済安保情報の指定について通知を受けた者（施行令第7条第1項第2号イ）及び当該重要経済安保情報の提供を受けた者（同号ロ）に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること、②指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨並びに延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日（加えて、法第4条第4項に基づき指定の有効期間を通じて30年を超えて延長することについて内閣の承認を得たときは、その旨及び当該承認の年月日）を記載又は記録することを定めている。なお、このとき重要経済安保情報表示を変更する必要はないことから、表示についての定めはない。

①については、指定の有効期間延長の事実は、情報の取扱いに関わる者に漏れなく認知させることが適切であることから、運用基準第3章第1節3では施行令の措置に加え、①の通知の対象とならない、当該行政機関において当該重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（重要経済安保情報表示を確認できる者）に対しても、有効期間満了の事実を周知することを定めている。

(3) 指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合の措置【運用基準 3-1-4】

法第 4 条第 4 項では、「行政機関の長は、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）、当該指定の有効期間を、通じて 30 年を超えて延長することができる。ただし、次に掲げる情報を除き、指定の有効期間は、通じて 60 年を超えることができない。」と定め、通じて 60 年を超えることができる場合として、①現に行われている外国の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報、②情報収集活動の手法又は能力に関する情報、③人的情報源に関する情報、④外国の政府又は国際機関から 60 年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報、を挙げている。なお、同項第 5 号の「前各号に掲げる情報に準ずるもので政令で定める重要な情報」については、現在、政令で特段の規定を設けていない。

法第 4 条第 4 項では、通じて 30 年を超えて延長することができる場合について上記①～④に掲げる情報であることを要件とはしていないが、重要経済安保情報の恣意的な拡大を抑止する観点から、運用基準第 3 章第 1 節 4 において、通じて 30 年を超えて指定の有効期間を延長することにつき内閣が承認するか否かの判断は、当該重要経済安保情報が上記①～④に掲げる事項に関する情報であることを基本とし、特に慎重に行うものとすることを定めている。

3 指定解除の手続【運用基準 3-2-2(1)】

施行令第 10 条第 1 項では、行政機関の長が法第 4 条第 7 項の規定により指定を解除したときは、①重要経済安保情報表示の抹消をした上で指定解除表示をすること、②当該重要経済安保情報の指定について通知を受けた者（施行令第 7 条第 1 項第 2 号イ）及び当該重要経済安保情報の提供を受けた者（同号ロ）に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること、③指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載又は記録することを定めている。

②については、指定解除の事実は、有効期間満了の事実と同様、情報の取扱いに関わった者に可能な限り漏れなく周知することが適切であることから、運用基準第 3 章第 2 節 2（1）では施行令の措置に加え、②の通知の対象とならない、当該行政機関において当該重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（①の措置による重要経済安保情報表示の抹消と指定解除表示を確認できる者）に対しても、指定解除の事実を周知することを定めている。

また、過去に当該重要経済安保情報の取扱いの業務に従事していた者で、取扱いの業務を離れた後も本法の守秘義務の対象となっている者については、有効期間満了の場合と同様、当該者が指定が解除されたか否かの確認を希望する場合は、行政機関に確認で

きるようにすることが必要であることから、同じく運用基準において、その旨を定めている。

4 指定を解除し又は有効期間が満了した重要経済安保情報を記録する行政文書の取扱い【運用基準 3-3】

重要経済安保情報が記録されている行政文書についても、公文書管理法の適用を受ける。すなわち、重要経済安保情報の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報を記録する行政文書の保存期間が満了した場合には、歴史公文書等に該当するものは、国立公文書館等に移管され、歴史公文書等に該当しないものについては、内閣総理大臣の同意を得て廃棄することが原則である。

その上で、長期間にわたって重要経済安保情報に指定された情報が記録された文書、特に、内閣の承認を得た上で指定の有効期間が通じて 30 年を超えて重要経済安保情報に指定されていた情報を記録する行政文書は、歴史公文書等に該当するものと強く推定される。そうした情報を記録する行政文書が、万が一にも行政機関の恣意的な判断で廃棄されることを防止するため、運用基準第 3 章第 3 節において、通じて 30 年を超えて重要経済安保情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書の保存期間が満了したときは、公文書管理法第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管することを規定している。また、通じて 30 年を超えて指定の有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかった情報を記録する行政文書についても、それまで 30 年にわたって重要経済安保情報に指定されていた情報を記録する行政文書は、通常、歴史公文書等に該当すると推定されることから、同様に恣意的な廃棄を防ぐため、法第 4 条第 6 項及び運用基準において、当該指定に係る情報を記録する行政文書の保存期間の満了とともに、国立公文書館等に移管することを義務付けている。

それ以外の重要経済安保情報を記録する行政文書については、前述のとおり公文書管理法の原則に従い、行政文書の保存期間の満了とともに移管又は廃棄されることとなるが、その際にも、運用基準において、指定の有効期間が通じて 25 年を超える重要経済安保情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書の保存期間が満了したときは、行政機関において、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特に慎重に判断することを定めている。

第 4 節 重要経済安保情報の保護のための環境整備【運用基準 2-4-1】

法第 5 条第 1 項は、行政機関の長が、重要経済安保情報の保護に関して必要な政令で定める措置を講ずる旨を規定し、同項を受けた施行令第 11 条第 1 項及び第 2 項は、行政機関の長が、重要経済安保情報を適切に保護するための措置の実施に関する規程（以下「保護規程」という。）を定め、当該保護規程に従い措置を講ずるべき旨を規定している。また運用基準第 2 章第 4 節 1 では、施行令の規定に加えて保護規程に定めるべき事項を規定している。

各行政機関は、上記の重要経済安保情報の保護に必要な措置のうち、重要経済安保情報を取り扱う場所（執務室、金庫室等）について、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の者が重要経済安保情報にアクセスすることがないようにするため、必要な施設設備を設置するとともに、立入り及び機器の持込みの制限、重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限に関する規定を保護規程に盛り込む必要がある。

各行政機関は、上記の施設設備については、それぞれの場所の状況に応じて、以下の例を参考に適切な措置を講じるものとする。なお、a) は全ての重要経済安保情報を取り扱う場所が満たすべき要件、b) は重要経済安保情報の保管を行う場所が満たすべき要件（重要経済安保情報の閲覧のみを行う場所には該当しない）、c) はそれぞれの重要経済安保情報を取り扱う場所の状況に応じて必要に応じ満たすことが求められる要件、d) は重要経済安保情報を電磁的記録の形で取り扱うことが想定されている場合に満たすべき要件である。

a) 重要経済安保情報を取り扱う場所

（庁舎への入場制限）

- ・重要経済安保情報を取り扱う場所を含む庁舎への入場時に、職員証による認証がなされるなど、行政機関の職員以外の者の入場が制限されていること。職員以外の者が当該庁舎に特段の制約なくアクセス可能となっている場合については、当該庁舎又は当該庁舎が含まれる敷地全体のいずれかの周囲を金網等で囲んだ上で、入場制限のため入退管理システムを構築するなど、各行政機関において適切と認める措置を講じること。

（天井、壁、床）

- ・容易に破壊されないよう、鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性の資材を用いるなど、各行政機関において適切と認める措置を講じること。

（出入口）

- ・出入口は原則一箇所とすること。やむを得ず複数箇所の出入口を設ける場合には、各出入口が不用意に開閉可能とならないように措置するなど、各行政機関において適切と認める措置を講じること。
- ・緊急時においても照明が確保できるよう、出入口の扉上部に停電時にも機能する照明装置（常夜灯）を設置するなど、各行政機関において適切と認める措置を講じること。

（扉及び錠）

- ・出入口の扉には、容易に開錠が困難な鍵や、職員証による認証又は生体認証による開錠装置など、容易に侵入できない施錠設備を採用すること。やむを得ず通常鍵とする場合には、不適切な侵入を検知し、警備室等に自動で連絡がなされる装置（停電時でも作動するもの）が設置されているなど、各行政機関において適切と認める措置を講じること。

(窓)

- ・窓がない部屋を重要経済安保情報を取り扱う場所とすることが推奨されるが、窓が設置されている場合には、窓の強度を確保し、庁舎における警戒措置を含め、容易に破壊・侵入されないよう各行政機関において適切と認める措置を講じること。
- ・外部から容易に盗み見られないことがないようブラインドを常時閉めるなど各行政機関において適切と認める遮蔽措置を講じること。

(開口部)

- ・ダクト、通風調整装置、天窓、下水溝、トンネル等の開口部に、不法侵入、盗見、盗聴のおそれがある場合には、金網や鉄格子を取り付けるなど各行政機関において適切と認める措置を講じること。

b) 保管容器

- ・三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱など、施錠可能で十分な強度を有する各行政機関が適切と認める保管庫が設置されていること。

c) 保護のための施設設備

- ・出入口を開けた際に、重要経済安保情報を取り扱う部屋の外にいる者が、内部の様子を見ることができないよう、必要に応じ間仕切りを設置する等の措置が講じられていること。
- ・当該重要経済安保情報を取り扱う場所において、重要経済安保情報を記録した文書等の廃棄を行うことが想定される場合には、クロスカット裁断など裁断後の復元が困難な裁断機として各行政機関が適切と認めるものが設置されていること。
- ・重要経済安保情報を取り扱う部屋の中に、行政機関の職員であっても適性評価を受けていない者や、適性評価の結果漏えいのおそれがないと認められた者であっても一部の重要経済安保情報について取扱者の指定がされていない者がいる場合には、間仕切りを設置するなど、職員が取扱い可能な重要経済安保情報以外の重要経済安保情報を知覚することがないように、各行政機関において適切と認める措置を講じること。

d) 電子計算機の使用の制限等

- ・重要経済安保情報を電磁的記録の形で取り扱うことが想定されている場合には、当該情報を取り扱う設備として、生体認証等により当該重要経済安保情報の取扱いを認められた者のみがアクセス可能となるようアクセス制限を講じたスタンドアローン又はインターネットに接続していない電子計算機が設置されていること。当該電子計算機について、各行政機関の最新の情報セキュリティポリシーに厳格に従った最新のサイバーセキュリティ措置が取られていること。

第2章 適性評価の実施

行政機関が適性評価を実施するに際しての手順や遵守事項については、運用基準第4章において詳細に規定している。そのため、本章では、運用基準第4章の全てについて補足を加えるのではなく、同章の規定のうち特に補足が必要な部分についてのみ解説する。

なお、適性評価を受ける行政機関の職員及び適合事業者の従業者に向けた説明資料として、「適性評価に関するQ&A」も作成・公表されている。行政機関は、適性評価の実施に当たって、これらの者に対し、同Q&Aを参照するよう案内することが望ましい。

第1節 適性評価の流れ

1 責任者及び担当者の指名等【運用基準4-2-1】

運用基準第4章第2節1は、行政機関における適性評価実施責任者・適性評価実施担当者及び適性評価調査実施責任者・適性評価調査実施担当者の指名等について規定している。これらの職員は、具体的には各行政機関が保護規程において定めることとなるが、その全部又は一部を同一の職員が兼務することができる。また、適性評価調査を内閣府に依頼し、自ら実施する予定のない行政機関においては、適性評価調査実施責任者・担当者を置かないことも許容される。

また適性評価に関する事務においては、評価対象者の機微な個人情報を含む情報を扱うことから、同節1（5）では、上記の指名された職員以外の者は、行政機関の長に指名された場合、適性評価に関する苦情・相談に対応する場合、適性評価調査の過程で評価対象者の知人・関係者又は公務所等として質問・照会を受ける場合を除き、適性評価に関する事務に関与することができない旨を定めている。行政機関において適性評価の事務に関わる者は、上記の苦情・相談や質問・照会に対応する者も含めて、本規定が置かれている趣旨を十分に理解し、適性評価に関して知り得た情報を、他の知る必要のない者に提供することのないようにしなければならない。

例えば、調査に際し、適性評価調査実施責任者が評価対象者に提出を求める質問票は、評価対象者本人が記入し、適性評価調査実施担当者に直接提出するものであるが、評価対象者のプライバシーに関する情報が多く含まれることから、適性評価調査実施担当者は、適性評価に関与しない者（例えば、評価対象者の上司等）から求めがあったとしても、質問票に記入された内容を開示してはならない。

運用基準

第4章 適性評価

第2節 適性評価の流れ

1 責任者及び担当者の指名等

(1) 適性評価実施責任者の指名

行政機関の長は、官房長、局長又はこれらに準ずる者を適性評価実施責任者に指名し、適性評価の実施に関する事務を統括させるものとする。

(2) 適性評価実施担当者の指名

適性評価実施責任者は、適性評価実施担当者を指名し、適性評価の実施に必要な事務を行わせるものとする。

(3) 適性評価調査実施責任者の指名

内閣総理大臣又は行政機関の長は、官房長、局長又はこれらに準ずる者を適性評価調査実施責任者に指名し、適性評価調査の実施に関する事務を統括させるものとする。

(4) 適性評価調査実施担当者の指名

適性評価調査実施責任者は、適性評価調査実施担当者を指名し、適性評価調査の実施に必要な事務を行わせるものとする。

(5) 関与の制限

内閣総理大臣及び行政機関の長並びに適性評価実施責任者、適性評価実施担当者、適性評価調査実施責任者及び適性評価調査実施担当者以外の者は、当該行政機関の長に指名された場合、又は法第 12 条第 6 項の規定による質問若しくは照会、法第 14 条第 1 項に定める苦情（以下単に「苦情」という。）若しくは第 6 節に定める相談に対応する場合を除き、適性評価に関する事務に関与することができない。

2 評価対象者の選定【運用基準 4-2-2】

(1) 適性評価を実施することが必要な者の類型

＜法第 12 条第 1 項各号の適合性の判断＞

行政機関の長が適性評価を実施する評価対象者の類型は、以下の①から③のとおりである。①から③の類型に該当しない場合は、行政機関として適性評価を実施する必要がないため、たとえ本人が適性評価を望んだとしても、適性評価を受けることができない。

① 重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（法第 12 条第 1 項第 1 号）

当該行政機関が管理する重要経済安保情報の取扱いの業務を行っていなかった者で、人事異動や担務変更により、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者が該当する。当該行政機関において現に特定秘密又は重要経済安保情報の取扱いの適性を認められている者は除かれる。

なお、ここでいう「新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者」というのは、「取り扱わせようとしている当該重要経済安保情報を、現在取り扱っていない者」のことである。しかし、その者のうち、同一の行政機関において「既に別の重要経済安保情報の取扱いの業務を行っているが、今回新たに当該重要経済安保情報を取り扱うこととなった者」や「過去、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っていて、その後取扱いの業務からいったん離れていたが、今回再び重要経済安保情報の取扱いの業務に従事することになった者で、適性評価の再実施までの期間も残存している者」などについては、当該行政機関において、人事管理情報等に基づいて、適性評価の調査事項に関する当該職員の変化を一定程度把握することが可能であると考えられる。よって、法律上、適性評価を新たに受けることなく重要経済安保情報の取扱いを行うことができるため、適性評価を実施

する必要はない。ただし、後者のように重要経済安保情報の取扱いの業務に従事していない期間があるような者については、下記③のような事情があるかないかは、それぞれの行政機関において改めて判断される必要がある。

- ② 重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行っており、適性評価から 10 年経過後も引き続きこれを行うことが見込まれる者（同項第 2 号）

典型的には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う現在の役職の在任期間中に直近の適性評価から 10 年を経過する日を迎え、その日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者が該当する。他方、当該者が 10 年を経過する日以後も引き続き重要経済安保情報の取扱いの業務を行う見込みの有無の判断は、重要経済安保情報管理者において、現に行われている重要経済安保情報の取扱いの業務の態様や取扱業務者の業務状況に応じて、個別具体的に検討される。

- ③ 当該行政機関が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者のうち、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（同項第 3 号）

適性評価により重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者であっても、その後の事情変更等により、「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある」者について、改めて適性評価を実施する。

本類型に該当する者については、その旨を評価対象者に告知することとし（法第 12 条第 3 項第 3 号）、この告知があった者は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行ってはならないことが法定されている（法第 11 条第 1 項）。

なお、「これを漏らすおそれがないと認めることについて、疑いを生じさせる事情」の例は、裁判所からの給与の差し押さえ通知により借財の発生を上司が知り得た場合等である。

<法第 12 条第 7 項の適合性の判断>

新たに適性評価を実施することが必要と判断された者の中でも、それ以前に他の行政機関が内閣府に調査を求めた上で実施した適性評価において適性を認められた者（当該適性評価の後に、適性評価を実施しようとする行政機関の長の適性評価を受けた者を除く。）であって、その結果の通知から 10 年を経過していない者については、当該行政機関における適性評価では、適性評価調査を行わず、内閣府から他の行政機関の適性評価の際に行われた適性評価調査の結果の提供を受けて、それに基づき実施することとなる（法第 12 条第 7 項）。

(2) 適性評価を実施するための名簿の作成

①行政機関の職員の場合

適性評価を実施しようとする行政機関の重要経済安保情報管理者は、自らが管理する

重要経済安保情報を取り扱わせようとする職員が、上記①～③のいずれかに該当する場合には、保護規程に基づいて名簿を作成の上、適性評価実施責任者へ提出する。

○「重要経済安保情報の取扱いの業務」であるか否か

「重要経済安保情報の取扱い」とは、重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び重要経済安保情報の伝達に係る事務をいう。

また、「業務」とは、人の社会生活上の地位に基づいて反復・継続される行為を意味する。そのため、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者は、重要経済安保情報を取り扱うこと自体を担当業務とされれば、重要経済安保情報を取り扱うことの頻度、程度や、重要経済安保情報を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

一方、重要経済安保情報を認知しない態様で行われる事務については、該当しない。具体的には、重要経済安保情報を取り扱う区画に立ち入らずに行う警備事務や、重要経済安保情報の取扱いの適性が認められた者の立会いの下、重要経済安保情報が保管された区画に立ち入って実施する清掃事務は、重要経済安保情報の取扱いの業務にあたらぬ。

○「見込まれる」者であるか否か

「見込まれる」者には、職員等が直ちに取扱いの業務を行うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員等が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの業務の実態その他の事情に照らして、取扱いの業務を行う蓋然性が認められる状況も含まれる。

<例>

- ・着任している職位で重要経済安保情報の取扱いの業務を担当することとなった者
- ・重要経済安保情報の取扱いの業務を担当する職位への異動内示があった者
- ・重要経済安保情報を取扱うという条件で採用されることになる求職者

(適合事業者の中途採用において、採用又は採用内定前の段階から求職者の適性評価を開始することは可能。ただし、適性評価の結果が通知されるまでにどの程度の期間を要するかはあらかじめ分からないためその間に求職者を不安定な地位に置くことになることに留意が必要。)

一方で、適性評価は評価対象者等のプライバシーに関わるものであることから、その範囲は必要な者に限られなければならない。

なお、これらの者が候補者名簿に掲載された後に、以下のような事情により重要経済安保情報の取扱いの業務を行う見込みがなくなると認められる場合には、当該名簿から削除し、当該者に対する適性評価に関する手続きを中止しなければならない。

<例>

- ・重要経済安保情報の取扱いの業務を予定する職位から離任した場合
- ・重要経済安保情報の取扱いの業務を予定する職位への異動内示があったものの、異動先が変更になった場合

②適合事業者の従業者の場合

適合事業者の従業者を適性評価する場合には、当該適合事業者において重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする従業者に関する候補者名簿が重要経済安保情報管理者に提出される。この名簿を受け取った重要経済安保情報管理者は、名簿に掲載された者が、適性評価の対象となる適合事業者の「従業者」であるか否かを判断し、それに該当する者のうち、上記①～③のいずれかに該当する場合には、保護規程に基づいて名簿を作成し、適性評価実施責任者へ提出する。

○「従業者」であるか否か

適合事業者の「従業者」の範囲は、法第 10 条第 3 項において、代表者、代理人、使用人、その他の従業者と規定されている。

適合事業者の従業者には、適合事業者に派遣されている派遣労働者を含む。

ただし、派遣労働者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることを目的に、労働者派遣契約を締結する場合、適合事業者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 26 条第 6 項及び第 35 条などの労働法規に基づき、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければならない。適性評価の同意取得手続のために派遣労働者に接触する際は、派遣元事業主から派遣対象労働者の通知があった後に行う必要があること等に留意する必要がある。なお、労働者派遣契約において、派遣対象の業務として「重要経済安保情報を取り扱う業務」と書くことや、「当該業務に従事できる者は適性評価により当該情報を漏らすおそれがないと認められた者に限られる。」と書くことは許容される。

他方、適合事業者と雇用関係になく、適合事業者の指揮命令を受ける関係にもない者は、適合事業者の従業者に含まれない。例えば、適合事業者がいわゆる客先常駐として受け入れている者や、適合事業者との委任契約等に基づき適合事業者の業務に関する権限のある顧問弁護士、大学教員等は、適合事業者と雇用関係になく、適合事業者の指揮命令を受ける関係にもない者である場合には、適合事業者の従業者に含まれず、評価対象者に該当しない。

これらの者が、当該適合事業者において重要経済安保情報の取扱いの業務を行うためには、それぞれが所属する組織が当該重要経済安保情報を提供する行政機関の長から個別に適合事業者として認定された上で契約を締結し、所属する組織の従業者として適性評価を得なければならない。

なお、行政機関の職員の場合と同様、これらの適合事業者の従業者が、候補者名簿に

掲載された後に、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う見込みがなくなると認められる場合には、当該名簿から削除し、当該者に対する適性評価に関する手続きを中止しなければならない。

3 行政機関の長の承認【運用基準 4-2-2(2)】

候補者名簿に掲載する者が法第 12 条第 1 項各号の要件を満たすか否かは、第一次的には重要経済安保情報管理者が判断するものであるが、適性評価実施責任者は、重要経済安保情報管理者から提出された候補者名簿に掲載された者について、法第 12 条第 1 項各号の要件を満たすか否かを改めて確認する（特に、候補者名簿に掲載された者が、同一行政機関内の他部局において適性評価を受けているか否かは、適性評価実施責任者においてしか判断できない場合も想定される。）。評価対象者に該当しない者が候補者名簿に含まれていると思料する場合には、重要経済安保情報管理者と意思疎通を図り、評価対象者を確定する必要がある。

その上で、適性評価実施責任者は、適性評価を実施することについて行政機関の長の承認を得る。

4 適性評価調査の実施【運用基準 4-2-4, 4-2-5】

(1) 内閣総理大臣に対する適性評価調査の請求等

適性評価実施責任者は、評価対象者から実施同意書の提出があった場合には、以下の①又は②の場合を除き、内閣府の適性評価調査実施責任者に対し、当該評価対象者の連絡先や実施同意書及び照会等同意書の写し等の必要な資料を添えて、適性評価調査を行うことを求める。

ただし、②の場合には、適性評価実施責任者は、内閣府の適性評価調査実施責任者に対し、当該直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果を通知するよう求める。

<内閣府に適性評価調査を依頼しない場合>

- ① 法第 12 条第 4 項ただし書を適用して行政機関の長が自ら適性評価調査を実施する場合
- ② 法第 12 条第 7 項が適用され新たな適性評価調査を行うことなく適性評価を実施する場合

(2) 調査における質問・照会等の対象

適性評価調査を実施するに当たり、内閣総理大臣又は行政機関の長は、法第 12 条第 6 項に基づき、適性評価調査を行うため必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。運用基準第 4 章第 2 節 5 (1) から (6) では、これら質問や資料提出・報告の求めの対象となる者や組織ごとに、その実施手順や留意事項を定めている。

このうち、(6)「公務所又は公私の団体に対する照会」における「公務所」とは、国家機関のほか地方公共団体の機関をいい、「公私の団体」とは、学校、病院、医療機関（医院、診療所等）、信用情報機関、商工会議所、会社、組合等社会的機能を営む団体が広く含まれる。法第 12 条第 6 項後段に基づき報告を求められた公務所等は、報告をしなかった場合に罰則が科されることはないが、報告すべき義務が生じる。

運用基準

第 4 章 適性評価

第 2 節 適性評価の流れ

5 適性評価調査の実施

(6) 公務所又は公私の団体に対する照会

適性評価調査実施担当者は、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載され、又は記録された事項等について疑問点が解消されず、これを確認するなどの必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めるものとする。特に、行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようにしなければならない。

照会に当たっては、照会先に対して、別添 7 の「適性評価のための照会書」を交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供。以下同じ。）することにより行うものとする。ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。

照会先の求めがあったときは、評価対象者が提出した照会等同意書の写しを提示し、又は交付するものとする。

5 評価【運用基準 4-2-6】

行政機関の長は、行政機関の長が自ら適性評価調査を実施した場合はその結果を基に、内閣府に適性評価調査の実施を求めた場合は、内閣府から通知された適性評価調査の結果及び内閣総理大臣の調査意見を基に、適性評価を実施する。評価に当たっては、評価対象者が取扱いの業務を行った場合に重要経済安保情報を漏らすおそれがないかどうかについて、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断する。

6 結果の通知【運用基準 4-2-7】

運用基準第 4 章第 2 節 7 では、行政機関の長が、適性評価の結果を評価対象者、適合事業者及び内閣総理大臣に通知する手順等を定めている。このうち、適合事業者に対する結果の通知は、当該事業者の保護責任者に対してするものとする。

適性評価において適性が認められなかった評価対象者に対しては、本人が希望しない旨を申し出ている場合を除き、その理由も併せて通知することになる。これに関し、適性評価実施担当者は、評価対象者本人以外の者から、当該評価対象者に適性が認められなかった理由の問い合わせがあったとしても、答えてはならない。

＜参考＞ 個人情報の種類と提供される範囲

	適合事業者	評価対象者
適性評価調査の結果	×	×
評価の結果	○	○
適性が認められない場合の理由	×	○

また、適性評価の結果通知の前に、評価対象者から進捗状況の問い合わせを受けた場合、その進捗状況を確認し、本人に状況を通知してよい。ただし、評価対象者が適合事業者の従業者である場合、適合事業者からその問い合わせを受けたときであっても、適性評価調査が評価対象者本人に対して行われるものであることに鑑み、評価対象者に状況を伝達し、適合事業者に対しては、評価対象者から当該伝達内容を確認するよう依頼する。

適性評価の状況を伝達するに当たっては、評価対象者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとならないように留意する。

第2節 適性評価に関する個人情報等の管理

1 行政機関における個人情報等の管理【運用基準 4-4-1(1)】

運用基準第4章第4節1(1)は、行政機関が実施する適性評価に関する文書等に含まれる個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、行政機関の長が保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるなど、適切に行わねばならない旨を規定している。

ここで求められる安全管理措置の内容は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等に則り、保有する個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有する個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有する個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

運用基準

第4章 適性評価

第4節 適性評価に関する個人情報等の管理

1 行政機関における個人情報等の管理

(1) 個人情報等の管理

適性評価に関する文書等に含まれる個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、保有個人情報（同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、個人情報を保護するための情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための

統一基準群」に基づき、適切に行う。

2 法第 12 条第 7 項の規定が適用される場合の文書等の保存期間【運用基準 4-4-1(2)】

法第 12 条第 7 項の規定が適用される適性評価の実施に関して作成または取得した文書等は、運用基準の中で、「当該適性評価に係る直近他機関適性評価の実施に関して作成又は取得した文書等の保存期間の満了日までの期間若しくは当該適性評価の結果を通知した日又は評価対象者に対して適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 1 年間のいずれか長い期間保存するものとする」とされている。

なお、当該適性評価が、直近他機関適性評価の結果通知日（当初の適性評価の結果通知日）から 9 年目に実施される場合には、当該適性評価の実施に関して作成又は取得した文書等の保存期間は、当該適性評価の通知日が、直近他機関適性評価の通知日から 9 年目の日が属する年度と同一年度に属する場合は、当該適性評価に係る直近他機関適性評価の実施に関して作成又は取得した文書等の保存期間の満了日までの期間となるが、当該適性評価の通知日が、直近他機関適性評価の通知日から 9 年目の日が属する年度の翌年度となる場合は、当該適性評価の結果通知の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後 1 年となる。

この保存期間で設定した場合、当該文書は保存期間が 1 年以上になるため、関係法令及び規定に従い、行政文書ファイル管理簿への記載及び廃棄協議を行うことが必要になる。

運用基準

第 4 章 適性評価

第 4 節 適性評価に関する個人情報等の管理

1 行政機関における個人情報等の管理 (略)

(2) 文書等の管理

① 文書等の整理

適性評価実施責任者、適性評価調査実施責任者、重要経済安保情報管理者及び苦情処理責任者（第 5 節に規定する苦情処理責任者をいう。以下同じ。）は、適性評価の実施に関して作成又は取得した文書等を整理し、公文書管理法等の文書管理に関する法令及び規程に基づき、適切な保存期間及び保存期間の満了する日を設定する。

適性評価の実施に関して作成又は取得した文書等は、人事評価に関する文書等とは別に管理するものとする。

② 文書等の保存

ア 適性評価実施責任者及び適性評価調査実施責任者

適性評価実施責任者及び適性評価調査実施責任者は、各担当者に、適性評価の実施に関して作成又は取得した文書等について、評価対象者に対して法第 13

条第1項の規定による適性評価の結果を通知した日又は評価対象者に対して適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年が経過するまでの期間保存するなど適切な保存期間を設定させるものとする。

ただし、法第12条第7項の規定が適用される適性評価の実施に関して作成又は取得した文書等は、当該適性評価に係る直近他機関適性評価の実施に関して作成又は取得した文書等の保存期間の満了日までの期間若しくは当該適性評価の結果を通知した日又は評価対象者に対して適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年間のいずれか長い期間保存するものとする。

上記にかかわらず、評価対象者から適性評価の実施についての不同意の申出又は同意の取下書の提出があった場合の適性評価の実施に関して作成又は取得した文書等については、当該書面が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年が経過するまでの期間保存するものとする。

イ 重要経済安保情報管理者

重要経済安保情報管理者が取得した適性評価の結果等に係る文書等の保存期間は、当該文書等を取得した日から1年未満とする。ただし、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた旨の通知に係る文書等の保存期間については、当該文書等を取得した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間とする。

ウ 苦情処理責任者

苦情処理責任者は、苦情を申し出た者（以下「苦情申出者」という。）に苦情についての処理の結果を通知した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年が経過するまでの期間、苦情の処理に当たって作成又は取得した文書等を保存するものとする。

③ 文書等の廃棄等

保存期間を経過した適性評価に関する文書等は、関係法令及び規程に従い、廃棄等するものとする。

3 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限（目的外利用の禁止）【運用基準 4-4-3】

運用基準第4章第4節3は、行政機関の長は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、一定の場合を除き、本法における適性評価の結果や適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない旨を規定している。また、適合事業者及び派遣元事業主において、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、行政機関の長から通知された内容を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない旨を定めた法第16条第2項が遵守されるよう、行政機関の長は、その担保として、例えば、以下の措置を講ずることも検討する必要がある。

- ・ 個人情報の目的外利用により不利益な取扱いを受けたとされる評価対象者があった場合には、適合事業者等と当該評価対象者との間でその解消に向けた協議を実施す

るよう求めること。

- ・行政機関からの是正の求めにもかかわらず、同項違反の状況が解消されない場合には、行政機関として同項に違反する適合事業者として当該事業者名を公表する、若しくは契約を解除すること。

なお、以下は上記の「目的外利用」に関する具体例である。

- 適性があるとは認められなかった者について、予定していた重要経済安保情報の取扱い業務を行わせないことについては、そもそも本法が予定していることであり、「目的外利用」に当たらないと解釈される。
- 適合事業者において、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる前提で採用又は採用内定した場合において、当該者につき適性があるとは認められなかったときは、採用又は採用内定の当初の目的を達成できないことになる。この場合において、当該者の採用や内定の取消をすることは本法との関係で問題になるものではないが、最終的に当該取消が可能であるか否かは、司法において個別具体的に判断されることになる。
- 適合事業者において、適性があると認められた者を対象に手当を支給することについては、重要経済安保情報の取扱いの業務の難易度とそれに対する遂行能力、当該業務を遂行する上で当該従業者が負う業務上の責任などを全体として評価した結果であり、適性があると認められた事実そのものが評価対象ではないという前提で、目的外利用には当たらないと解釈される。

運用基準

第4章 適性評価

第4節 適性評価に関する個人情報等の管理

3 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限

内閣総理大臣及び行政機関の長並びに適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、次に掲げる場合を除き、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報を重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

- ・ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条第4項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項などの法令に基づく場合
- ・ 法第16条第1項ただし書に該当する場合

適性評価の実施に当たって取得する個人情報を重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供するとは、例えば、適性評価の結果を考慮して、解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進若しくは昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、又は専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどが考えられる。

他方、例えば次のような事例は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供する場合に該当しないこともあると考えられるため、個別具体的に判断

する必要がある。

- ・ 外国の政府と共同で実施するプロジェクト等において、重要経済安保情報の取扱いが想定されるためその対象者を相互に確認する観点から、行政機関が、外国の政府に、適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者の氏名を伝達すること。

また、行政機関の長は、適合事業者における目的外利用の禁止が遵守されるよう、契約において、個別具体的な事情を考慮し、担保措置等を適切に定めるよう努めるものとする。

なお、名簿への掲載に同意しなかった事実や、適性評価の結果が通知されていない事実等について、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用することは、法第16条第1項及び第2項の趣旨に鑑みれば、同様に行われるべきではない。

第3節 苦情及び相談の受付及び処理

1 苦情の申出とその処理【運用基準 4-5】

(1) 苦情処理責任者及び担当者

運用基準第4章第5節1では、苦情処理責任者及び苦情処理担当者の指名について規定している。これらの職員については、具体的には各行政機関が保護規程において定めることとなる。苦情処理責任者については、適性評価実施責任者や適性評価調査実施責任者が兼任することは可能であるが、苦情処理担当者については、苦情の申出を適正に処理する必要がある観点から、苦情処理責任者は、苦情を申し出た者の適性評価調査を直接担当した職員を、苦情処理担当者に指名することはできないこととしている。ただし、当該苦情を申し出た者の適性評価調査を直接担当していない適性評価実施担当者については、苦情処理担当者に指名することは可能である。

運用基準

第4章 適性評価

第5節 苦情の申出とその処理

1 責任者及び担当者の指名等

内閣総理大臣及び行政機関の長は、苦情の申出を受け、これを誠実に処理するため、苦情受理窓口を設けるとともに、官房長、局長又はこれらに準ずる者を苦情処理責任者に指名するものとする。

苦情の申出があったときは、苦情処理責任者は速やかに当該苦情の概要を行政機関の長に報告するとともに、苦情処理担当者を指名する。この場合において、苦情処理責任者は、苦情申出者に係る適性評価調査に直接従事した職員を苦情処理担当者に指名してはならない。

苦情処理責任者及び苦情処理担当者は、当該苦情の処理過程において取得した情報を、当該処理に関与しない職員に共有してはならない。

(2) 苦情の申出の書面での受理

法第14条第1項では、評価対象者は、適性評価の結果その他当該評価対象者につい

て実施された適性評価について、書面で行政機関の長に対し苦情の申出をすることができる旨を規定し、運用基準第4章第5節2では、当該申出に際して、氏名その他の評価対象者が明らかにすべき事項を規定している。

苦情受理窓口には、電話や口頭による苦情の申出があることも想定されるが、法は苦情の申出を書面によることと規定していることから、そのような申出があった場合には、行政機関は、法定の要件である書面（電磁的記録を含む）を当該窓口に対して提出するよう求めることとし、当該書面が提出されたのち、法第14条に規定する苦情として受理するか否かを検討することとする。なお、書面の提出がない場合には、当該苦情を相談窓口において運用基準第4章第6節に規定する相談として受理することも可能である。

(3) 苦情の申出をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

苦情の申出をしたことを理由として、申出者に不利益な取扱いをすることは、法第14条第3項及び運用基準第4章第5節6において禁止されている。

ここでいう、不利益な取扱いとは、例えば、苦情の申し出をしたことを理由として、解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進若しくは昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、又は専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどの不利益な取扱いをすることである。

行政機関の長は、適合事業者においてもこうした不利益取扱いの禁止が遵守されるよう、本章第2節2で記載した個人情報等の目的外利用の場合と同様に、適合事業者等への当事者間の協議の求め、行政機関からの是正の求めにもかかわらず、違反の状況が解消されない場合には、行政機関として事業者名の公表、若しくは契約の解除などの担保措置を講ずることも検討する必要がある。

2 相談窓口の設置【運用基準4-6】

運用基準第4章第6節では、適性評価の実施に際して、関係する者からの相談等を受け付けるための相談窓口を、各行政機関及び制度所管である内閣府に設けるべきことを規定している。同節に規定するとおり、関係する者には、評価対象者本人だけでなく、適性評価調査に当たって質問若しくは照会を受けた者など評価対象者以外の者も含まれる。

苦情と異なり、相談窓口で受理する申出の形式については、法や運用基準において特段の規定を設けていない。行政機関は、相談者の希望に応じて、書面以外にも電話や電子メール、口頭による相談を可能な限り受け付けるものとする。

また、行政機関は、各組織の実情に応じ、相談窓口において、適性評価の実施に関する相談以外も含めた本法の施行に関する相談や質疑を受けることとしても差し支えない。

相談を受理した行政機関は、運用基準第4章第5節に規定する苦情の処理と同様に、相談内容を踏まえ、誠実に対応するものとする。

受理した行政機関のみで対処することが困難な場合には、関係機関と必要な連携を図り対応することが望ましい。例えば、個人情報の目的外利用による労働上の不利益取扱

いがあった場合には、相談者の希望に応じて、都道府県労働局で実施している個別労働紛争解決制度、各都道府県労働相談窓口等の労働紛争解決手段を案内することが考えられる。また、適性評価が実施されている最中の適合事業者等からの相談については、適性評価実施担当者等と適切に協力するものとする。

運用基準

第4章 適性評価

第6節 相談窓口の設置

内閣総理大臣及び行政機関の長は、適性評価の実施に際して関係する者からの相談等を受ける窓口を設置するものとする。

当該窓口においては、評価対象者が行政機関若しくは適合事業者において適性評価の実施に当たって取得する個人情報や重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用され、又は提供されたと考える場合の相談並びに適性評価調査に当たって質問若しくは照会を受けた者など評価対象者以外の者が適性評価に関して疑問等を感じた場合の相談等を受理するものとする。

当該窓口において相談等を受理した場合には、第5節に準じて誠実に処理するものとする。

第3章 適合事業者の認定及び重要経済安保情報の提供等

本章では、行政機関が運用基準第5章に規定する適合事業者の選定、認定、契約締結及び認定後の措置等を行う際に実施すべき事項や留意すべき事項について規定する。

第1節 適合事業者に重要経済安保情報を提供する場合の流れ

法第10条第1項は、「重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（次条第四項を除き、以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を提供することができる」旨を定めている。

運用基準第5章第1節では、上記の要件を満たす事業者に重要経済安保情報を提供する場合の手続きの流れを示しているが、そこではまず、行政機関が「1 事業者の選定（1）事業者への提供の必要性の判断」において、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るため、特定の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるか否かを判断することとし、これらが認められた場合に、事業者との調整を経て、「2 適合事業者の認定」において、認定申請書に基づき、政令で定める基準に適合するか否かを審査・認定することを定めている。

1 事業者の選定

（1）事業者への提供の必要性の判断 【運用基準5-1-1(1)】

上記のとおり、適合事業者の認定は、行政機関としての重要経済安保情報の提供の必要性の判断が契機となる。言い換えれば、適合事業者の認定は、情報提供の必要性と無関係に、事業者に対する一般的な信頼性を確認するために実施されるものではない。仮に事業者から要望があったとしても、情報提供の必要性が認められない、すなわち Need to Know の原則を満たさない事業者に対しては、「2 適合事業者の認定」の手続きを実施することは認められない。

運用基準においては、適合事業者の候補となる事業者は行政機関が選定し、行政機関から事業者に提案を行うことを原則的なプロセスとしている。仮に、行政機関が事前の調整を行っていない事業者から認定申請書の提出があった場合には、行政機関は、当該事業者と個別に調整し、当該事業者に対する情報提供の必要性を認めない限り、当該認

定申請書に係る手続を開始する前提を充足していないことに留意が必要である。このような場合、認定手続を進めるのではなく、運用基準第5章第1節1(1)の「事業者からの相談」があったものとして取り扱うことが相当である。

なお、本法は重要経済安保情報の保護だけではなく活用も目的とした法律であることから、適合事業者への情報提供を限られた局面に限定していた特定秘密保護制度と比較し、行政機関が適合事業者に対して情報提供を行う機会が拡大すると想定されている。その結果として、適性評価の実施件数や適合事業者の認定件数が特定秘密保護制度の場合と比較して増加することも予想されるが、他方で、これらの数を増やすことは本法の目的ではない。行政機関は、事業者への重要経済安保情報の提供により我が国の安全保障の確保に資する活動の促進が図られるかに焦点を当てるべきであり、事業者の選定に当たってはこのことに留意する必要がある。

【参考】 特定秘密保護制度との違い

本制度における重要経済安保情報を「我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために」適合事業者に提供することができるという考え方は、特定秘密保護法における適合事業者への情報提供の考え方とは異なる。特定秘密保護法は、適合事業者に特定秘密を提供する際には、行政機関の長が「適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたとき」（特定秘密保護法第8条第1項）との要件があるが、「特段の必要がある」とは、「特定秘密を適合事業者に保有させなければ、当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められることをいう。」（「特定秘密保護法逐条解説 p44」）とされており、そうした事情がある場合にのみ、適合事業者への情報提供が認められている。これに対し、本制度における適合事業者への情報提供は、あくまでも、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るためであり、そうした非代替性が認められる場合のみに限定されない。

(2) 事業者への事前の情報提供【運用基準5-1-1(2)】

行政機関は、事業者を選定した後、当該事業者に対して適合事業者となることにつき提案することとなるが、事業者にも必ずしも応諾の義務はない。適合事業者として認定を受けるためには、社内体制や保管施設の整備等、事業者側にも少なからず負担が伴うことに加え、重要経済安保情報を受領することにより事業者として利益があると判断しなければ、契約自由の原則により、事業者が当該提案を断わることもあり得る。しかし、行政機関としては、当該事業者に重要経済安保情報を提供することが我が国の安全保障の確保に資する活動の促進になると判断したからには、事業者の応諾が得られるよう、提供を予定する重要経済安保情報の概要や性質などにつきできる限り事前に情報提供を行うとともに、行政機関としての提供の意図や事業者が負う義務の内容などについて説明を尽くし、事業者の懸念の払拭に努める必要がある。また、行政機関は、事業者が応諾する場合においても、認定申請に向けた準備や認定後の従業者の適性評価に一定の期間を要することを考慮し、事業者がその時点で保有している施設設備を確認した上で、

当該施設設備で適合事業者の認定を受けることが可能かどうかといったことをあらかじめ伝えておく等重要経済安保情報の提供を予定する時期までに適合事業者において必要な体制が整うよう、適切な時期に提案及び事前の情報提供を行う必要がある。

なお、この提案及び事前の情報提供は、将来的な重要経済安保情報の提供を確約するものではないが、提案及び事前の情報提供を受けた事業者に対し、「適合事業者としての要件を満たせば、重要経済安保情報の提供を受けることができる」との合理的期待を抱かせるものである。そのため、行政機関からの提案を受けて認定に向けた準備作業を行った事業者を最終的に適合事業者認定しないといったことになれば、その合理的期待を裏切ることとなり、民法上の信義則の観点から問題となり得る。したがって、事業者への提案や事前の情報提供は慎重に行うことが必要であり、重要経済安保情報の提供の必要性が具体的に想定されない事業者や、適合事業者としての要件を充足することが困難と想定される事業者に対して、前広に事前の情報提供を行うといった行為は慎まなければならない。

(3) 他の行政機関から提供を受けた重要経済安保情報の提供【運用基準 5-1-1(3)】

行政機関の長は、自ら指定した重要経済安保情報だけでなく、他の行政機関の長から提供を受けて保有する重要経済安保情報についても、適合事業者に提供することが可能である。他の行政機関の長から提供を受けた重要経済安保情報を適合事業者へ提供するに当たり、必ずしもその重要経済安保情報を自らの行政機関においても重ねて指定する必要はない。ただし、重要経済安保情報の保護について第一義的な責任を負うのは当該重要経済安保情報を指定した行政機関であることから、法第 10 条第 1 項では、行政機関が他の行政機関から提供を受けた重要経済安保情報を適合事業者に提供しようとする場合には、自らの判断のみで行うことはできず、最初に当該重要経済安保情報を指定した行政機関¹の同意を得ることを義務付けている。

また、本法では、重要経済安保情報の指定については「当該行政機関の所掌事務に係る情報」を指定するものとされている一方で、適合事業者の認定については、対象となる事業者をいわゆる所管事業者に限定していない。すなわち、事業者と所管関係にない行政機関が、当該事業者を適合事業者認定し、直接、重要経済安保情報を提供することも可能である。その際に、当該事業者と所管関係にある他の行政機関を関与させるか否かは、重要経済安保情報の提供は情報保全の観点から必要最小限の範囲にとどめるべきとの原則に照らして、当該重要経済安保情報を保有する行政機関が判断することになる。

¹ 最初に重要経済安保情報を指定した行政機関から自行政機関に対して提供されるまでに複数の行政機関が介在し、それらの介在する行政機関も指定を行っている場合は、それら指定を行っている全ての行政機関の同意を得る必要がある。なお、自行政機関から重要経済安保情報を提供した先の行政機関で指定を行っている場合には、提供先行政機関に対して同意を得る必要はない。

2 適合事業者の認定

(1) 認定申請書及び規程の提出【運用基準 5-1-2(1), (2)】

適合事業者の認定の基準は政令に委任されており、施行令第 16 条第 1 項では、当該基準を「施行令の該当条項に規定された措置の実施に関する規程を定めていること」及び「当該規程に従って重要経済安保情報の保護を適切に保護することができる」と認められること」の 2 つと規定している。運用基準第 5 章第 1 節 2 (2) では、規程に盛り込むべき措置について、施行令の該当条項に規定された措置の内容をさらに具体化するとともに、施行令の委任を受け、重要経済安保情報を取り扱うことができない者への提供を禁じる措置等を追加で規定している。

規程の整備は適合事業者の認定のための必須要件であることから、行政機関は、運用基準別添 12「認定申請書」3 (1) 注 3 に規定されているとおり、認定申請に際して事業者が規程又は規程案本体の提出も求め、内容を確認しなければならない。

これに関連して、同じく認定申請書 3 (1) 注 1 では、規程の整備が未了の段階であっても、規程案をその内部決裁の状況の記載とともに添付することで、認定申請を行うことを許容している。しかし、規程において定めるべき事項の一部（例えば、保護責任者の指名基準及び指名手続き）は、それを受けて決定した事項（例えば、保護責任者の氏名）が認定申請書の記載事項であることから、通常は、規程の内容が定まらない限り、認定申請書が提出できないものと考えられる。そのため、行政機関は、認定申請書に規定案が添付された場合は、規程がほぼ原案のとおり内部決裁を終えられることが明らかであると認められる場合でなければ、認定申請書を受理してはならない。

(2) 適合事業者の認定審査【運用基準 5-1-2(3)】

運用基準では行政機関が前述の 2 つの基準への事業者の適合性を審査するに当たって考慮すべき要素として、①～④の 4 つを掲げている。

運用基準

第 5 章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

第 1 節 適合事業者が重要経済安保情報を提供する場合の流れ

2 適合事業者の認定

(3) 認定審査のための基本的な考え方・考慮要素

認定のための審査は、以下を踏まえて、総合的に判断するものとする。なお、認定のための審査を尽くしてもなお、事業者が以下に適合していると認めることについて疑念が残る場合には、重要経済安保情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する法の目的に鑑み、適合事業者とは認定しないと判断するものとする。

- ① 事業者における株主や役員に照らして、当該事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか。
- ② (2)①又は②に関して、保護責任者又は業務管理者として指名される者が、業務を適切に行うための必要な知識を有しており、その職責を全うできる地位

にあると認められるかどうか。

③ (2)③に関して、従業者にとって重要経済安保情報を保護するために必要な知識を的確に習得できる内容となっており、適切な頻度で継続的に実施されることとなっているかどうか。

④ (2)④又は⑧～⑩に関して、現地で実際に確認した上で、重要経済安保情報の保護のために設置されることになる施設設備が、重要経済安保情報を保護するための必要な機能及び構造を有し、立入りの制限や持込みの制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうか。

行政機関の長は、認定審査のために必要な範囲内において、事業者から、申請書の記載事項のほか追加の資料の提出を求めることができる。

【①事業者における株主や役員の状態に照らして、当該事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか。】

本考慮要素を確認するために、認定申請書では、申請事業者の議決権の5%超を直接に保有する者の名称・設立準拠法・議決権保有割合のほか、申請事業者の役員の氏名・国籍・帰化歴の有無、外国との取引に係る売上高の割合を記載させることとしている。

「議決権の5%超を直接に保有する者」について、一般的な上場会社を念頭に置けば、信託口（資産管理信託会社）の名称が挙がるのが想定されるが、この場合には、「真の株主」が把握できない。「真の株主」に関する情報は、本考慮要素の確認のためには必要なものであり、審査を行う行政機関（以下「審査行政機関」という。）は、「認定審査のために必要な範囲内において、事業者から追加の資料の提出を求めることができる」という運用基準の規定を根拠に、発行会社である事業者に調査を求めることが必要である。発行会社が調査を試みた上でもなお「真の株主」を把握できないことについて、やむを得ない事情があると認める場合には、「把握できないこと」のみを理由として、本考慮要素との関係で適合事業者に認定しない、とすることは適当ではないと考えられる。

2

【②保護責任者又は業務管理者として指名される者が、業務を適切に行うための必要な知識を有しており、その職責を全うできる地位にあると認められるかどうか。】

保護責任者は、事業者における重要経済安保情報の保護の全体の責任を有することから、職位については、例えば株式会社の場合には、通常取締役や執行役クラスが想定され、最低限執行役員以上の権限を有することが適当であると考えられる。また、所属部門としては、通常は社内を束ねる総務や経営企画等に所属する者又はそれらの部門を統括する者が適当であると考えられるが、個々の事業者の実情に応じて、例えば各事業部の独立性が強い企業である場合などには、事業部ごとに複数の保護責任者が置か

² 令和7年2月10日の法制審議会第201回会議において、「実質株主確認制度」の創設に関して、「会社法制（株式・株主総会等関係）部会」（新設）に付託して審議することが決定されている。

れるといった運用が否定されるものではない。他方で、複数の保護責任者が配置される事業者において、提供された重要経済安保情報が事業部を超えて共有される必要がある場合などには、主たる責任を有する保護責任者が明確にされていることが必要である。いずれにせよ、審査行政機関は、認定申請書に記載された実施体制において、重要経済安保情報の取扱いを行う全ての従業者が保護責任者（複数置かれる場合はいずれかの保護責任者）の指揮命令に服する体制が取られていることを確認するとともに、事業者から当該実施体制や保護責任者の配置についての考え方を聞き取り、その妥当性を判断することが必要である。

業務管理者は、重要経済安保情報を取り扱うそれぞれの場所を管理する責任を負う者であり、実務と責任を兼ね備えるという観点では、部長職や課長職相当の者が適当であると考えられる。

また、審査行政機関は、保護責任者及び業務管理者として指名される者が業務を適切に行うための必要な知識を有していることを確認するため、「認定審査のために必要な範囲内において、事業者から追加の資料の提出を求めることができる」という運用基準の規定を根拠に、事業者に対し、職務経歴等の上記を示す資料³の提出を求めなければならない。

【③教育に関して、従業者にとって重要経済安保情報を保護するために必要な知識を的確に習得できる内容となっており、適切な頻度で継続的に実施されることとなっているかどうか。】

本考慮要素を確認するため、審査行政機関は、社内教育の具体的内容を確認する必要がある。認定申請書では、教育の実施計画や実施体制等の記載を求めているが、これに加え、「認定審査のために必要な範囲内において、追加の資料の提出を求めることができる」という運用基準の規定を根拠に、教育に使用予定の教材や資料等の提出を求め、少なくとも内閣府が作成した「適合事業者向け教育資料ひな型」に掲げる内容が全て含まれていることを確認しなければならない。

【④重要経済安保情報の保護のために設置されることになる施設設備が、重要経済安保情報を保護するための必要な機能及び構造を有し、立入りの制限や持込みの制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうか。】

本考慮要素について検討するためには、審査行政機関は、
ア) 事業者が重要経済安保情報を取り扱う場所（以下「重要経済安保情報取扱区画」という。）における施設設備の設置状況
イ) 重要経済安保情報取扱区画への立入制限・機器持込制限等のルールの策定状況及びその運用状況
の2点を確認する必要がある。このため、審査行政機関は、認定申請書の「重要経済安

³ 例えば、機密情報を取り扱う部署における業務経歴を示す資料などが想定されるが、これに限られない。

保情報を取り扱う場所」に関する記載及び添付の規程における該当条項の記載を確認するとともに、認定申請書に記載されたそれぞれの重要経済安保情報取扱区画を実際に現地で確認した上で、適合性を判断するものとする。

まずア) について、審査行政機関は、当該重要経済安保情報取扱区画が備えている施設設備が以下の a) から d) の記載例を参考に適切な措置を講じているか否かを判断する。なお、a) は全ての重要経済安保情報取扱区画が満たすべき要件、b) は重要経済安保情報取扱区画のうち重要経済安保情報の保管を行う場所が満たすべき要件（重要経済安保情報の閲覧のみを行う区画には該当しない）、c) はそれぞれの重要経済安保情報取扱区画の状況に応じて必要に応じ満たすことが求められる要件、d) は重要経済安保情報を電磁的記録の形で取り扱うことが想定されている場合に満たすべき要件である。

a) 重要経済安保情報取扱区画

審査行政機関は、重要経済安保情報取扱区画への当該情報の取扱いを認められた者以外の不適切な侵入等のリスクを低減する観点から、事業者において以下の措置が講じられているか否かを確認するものとする。

(社屋への入場制限)

- ・重要経済安保情報取扱区画を含む社屋への入場時に、職員証による認証がなされるなど、適合事業者の従業者以外の者の入場が制限されていること。従業者以外の者が当該社屋に特段の制約なくアクセス可能となっている場合には、当該社屋又は当該社屋が含まれる敷地全体のいずれかの周囲を金網等で囲んだ上で、入場制限のため入退管理システムを構築するなど、審査行政機関において適切と認める措置を講じること。

(天井、壁、床)

- ・容易に破壊されないよう、鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性の資材を用いていること。

(出入口)

- ・出入口は原則一箇所とすること。やむを得ず複数箇所の出入口を設ける場合には、各出入口が不用意に開閉可能とならないように措置されていること。
- ・出入口の扉上部に停電時にも機能する照明装置（常夜灯）を設置するなど、緊急時においても照明が確保できるようにされていること。

(扉及び錠)

- ・出入口の扉には、容易に開錠が困難な鍵や、職員証による認証又は生体認証による開錠装置など、容易に侵入できない施錠設備を採用すること。やむを得ず通常の鍵とする場合には、不適切な侵入を検知し警備室等に自動で連絡がなされる装置（停電時でも作動するもの）が設置されているなど、審査行政機関が適切と認める措置が講じられていること。

(窓)

- ・窓がない部屋を重要経済安保情報取扱区画とすることが推奨されるが、仮に窓が設置されている場合には、窓の強度を確保し、社屋における警戒措置を含めて容易に破壊・侵入されない措置が講じられていること。
- ・外部から容易に盗み見られることがないように、ブラインドを常時閉めるなど審査行政機関において適切と認める遮蔽措置が講じられていること。

(開口部)

- ・ダクト、通風調整装置、天窓、下水溝、トンネル等の開口部に、不法侵入、盗見、盗聴のおそれがある場合には、金網や鉄格子を取り付ける等、審査行政機関において適切と認める措置が講じられていること。

b) 保管容器

- ・三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱など、施錠可能で十分な強度を有する審査行政機関が適切と認める保管庫が設置されていること。

c) 保護のための施設設備

- ・出入口を開けた際に、重要経済安保情報取扱区画外にいる者が区画内部の様子を見ることができないよう、必要に応じ間仕切りを設置する等の措置が講じられていること。
- ・当該重要経済安保情報取扱区画において、重要経済安保情報を記録した文書等の廃棄を行うことが想定される場合には、クロスカット裁断など裁断後の復元が困難な裁断機として審査行政機関が適切と認めるものが設置されていること。
- ・重要経済安保情報取扱区画の中に、適性評価を受けていない者や、適性評価の結果漏えいのおそれがないと認められた者であっても一部の重要経済安保情報について取扱者の指定がされていない者がいる場合には、間仕切りを設置するなど、職員が取扱い可能な重要経済安保情報以外の重要経済安保情報を知覚することがないように、審査行政機関において適切と認める措置を講じること。

d) 電子計算機の使用の制限等

- ・重要経済安保情報を電磁的記録の形で取り扱うことが想定されている場合には、当該情報を取り扱う設備として、生体認証等により当該重要経済安保情報の取扱いを認められた者のみがアクセス可能となるようアクセス制限を講じたスタンドアローン又はインターネットに接続していない電子計算機が設置されていること。当該電子計算機について、適合事業者が定める情報セキュリティポリシーに厳格に従った最新のサイバーセキュリティ措置が取られていること。

次にイ) について、審査行政機関は、事業者から提出された規程に含まれる条項のうち、「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン（適合事業者編）」別添

1 「規程のひな型」第 27 条～第 30 条（アクセス制限、立入制限、機器持込禁止、電子計算機の使用の制限）、第 32 条（保管）及び第 34 条（閲覧）に該当する条項を確認し、同「規程のひな型」に定める措置と同等又はそれ以上の保護措置が規定されているかを審査するものとする。また、それぞれの重要経済安保情報取扱区画の現場において、例えば出入口に立入禁止や機器持込禁止の掲示があるかといった、規程のと通りの運用が行われているかについても確認するものとする。

なお、適合事業者の子会社や適合事業者との契約に基づく協力関係にある会社などについても、重要経済安保情報を取り扱うことが想定されているのであれば、別途、適合事業者の認定を受けることが必要である。ただし、例えば、これらの子会社や協力会社（以下「子会社等」という。）の施設内で重要経済安保情報を保管・管理することはせず、当該適合事業者における重要経済安保情報取扱区画のみで取り扱うということが想定されるのであれば、行政機関は、当該子会社等の適合事業者の認定に当たって、④を考慮要素としないといったことも差し支えない。

また、子会社等が適合事業者に認定され、子会社等の従業者として適性評価により適性が認められた者が、実際に重要経済安保情報を取り扱うに当たっては、行政機関として以下のようなことを確認することが必要になる。

- ・ 重要経済安保情報を取り扱う前に、子会社等から、当該子会社等の取扱者名簿を提出させ、実際に取り扱うこととなる者としてふさわしいかを確認し、承認する
- ・ 重要経済安保情報を取り扱う前に、適合事業者から、「自社の重要経済安保情報取扱区画において重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる、自社の従業者以外の者」に関する名簿⁴を提出させ、当該名簿に掲載されている者が、上記の子会社等の取扱者名簿に掲載されている者であるか否かを確認する
- ・ 子会社等の従業者が実際に重要経済安保情報を取り扱った場合に、適合事業者の閲覧簿に必要な事項を記入させる

また、上記で述べた施行令及び運用基準に定める適合事業者としての認定基準は、対象となる事業者の資本の規模にかかわらず同様である。運用基準に掲げられた措置は、重要経済安保情報を適切に管理するために当然に必要なものであり、例え事業者が中小企業であったとしても、それにより要件が緩和・免除されるものではない。仮に行政機関が、適合事業者の全ての要件を満たさない事業者に対しても、政策遂行上、情報を提供することが必要であると判断する場合には、例えば、重要経済安保情報そのものを含まないよう、行政機関において機微な情報を削除する措置を行った情報を提供する等の方法を取ることが求められる。

他方、各行政機関が、事業者が認定基準を満たすか否かを考慮要素に沿って判断して

⁴ 適合事業者の取扱者名簿には、適合事業者の従業者以外を含めることはできないため、子会社等の従業者が適合事業者の重要経済安保情報取扱区画において情報を取り扱うためには、別途の名簿の提出が必要。

いくに際して、行政機関が保有する重要経済安保情報の内容や性質に応じ、行政機関ごとに事業者に達成を求める水準の判断に一定の差が生じることは否定されない。すなわち、ある行政機関が適合事業者と認定した事業者については、他の行政機関においても適合事業者と認められる事例が大半であると考えられるが、他の行政機関が必要性を認めた場合には、追加的な資料の提出や厳格な措置の実施を求めることや、求める水準が満たされない場合に最終的に適合事業者と認定しない判断を行うことについては、可能性としては否定されない。

3 認定審査の結果の通知【運用基準 5-1-3】

認定審査の結果は、審査行政機関から事業者に書面で通知する（書面の電磁的記録を電子メール等で送付する方法によることも可能とする）。通知書の様式に特段の定めはないため、各行政機関が適切と判断する様式により通知すれば足りる。

なお、ある行政機関が認定した適合事業者については、その後、事業者の申請事項に変更がない限りは、引き続き適合事業者としての保全体制が整備されているものと考えられることから、基本的には、当該行政機関は、特段の期限の定めなく、当該事業者を適合事業者として取り扱うことが可能である。

4 契約の締結及び適性評価の実施【運用基準 5-1-4, 5-1-5】

行政機関は、適合事業者を認定した後、当該適合事業者との間で重要経済安保情報を提供するための契約を締結する。上述のとおり、一度適合事業者として認定した事業者に対して同じ行政機関から複数の重要経済安保情報の提供を行う場合、認定後の事情変更がない限りその都度認定申請を行うことは不要としており、当該契約についても行政機関と適合事業者との間での重要経済安保情報の取扱いに関する包括的なものとするのが望ましい。

このような包括的な契約を締結する場合における「契約書のひな型」を別添 1 に示しているが、当該契約では、提供された重要経済安保情報の適切な管理方策（運用基準第 5 章第 1 節 4（1）～（5））、重要経済安保情報を取り扱う従業者の選定や適性評価の実施に当たっての遵守事項等の社内の適切な人的管理に係る事項（同（6）～（8））、認定後の事情変更の報告義務等の適合事業者の認定に係る事項（同（9）及び（10））といった内容を中心に規定することになる。

他方で、例えば行政機関が調査研究・研究開発・製造委託等の支出を伴う個別契約を事業者との間で締結する必要がある、その個別契約の実施に当たって重要経済安保情報を提供する必要があるような場合には、行政機関は当該事業者を適合事業者と認定した上で、重要経済安保情報の提供契約は、当該委託契約に付随する秘密保持のための特約契約として締結する形式も想定される。このような場合にも、各行政機関は、上記の包括的契約の契約ひな型を参照し、適合事業者において法令の遵守が適切に行われることを担保するための条項を当該特約契約に含めなければならない。

行政機関は、上記の契約を結んだ後、運用基準第 4 章及び本ガイドライン第 2 章に定

めるとおり、適合事業者において重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる従業者に対して適性評価を実施する。重要経済安保情報の提供は、必要な従業者が適性評価を取得した後に行うこととなる。

なお、行政機関は、適合事業者として重要経済安保情報を取り扱っていた事業者において、当該重要経済安保情報が指定解除や有効期間の満了等により存在しなくなった場合には、当該適合事業者との間の重要経済安保情報の提供契約の取扱いについて、当該適合事業者と協議の上、契約の終了又は継続の決定を行うものとする。その後と同じ行政機関から当該適合事業者に別の重要経済安保情報の提供を行う場合には、当初の適合事業者の認定以降に特段の事情の変更がない場合には、改めて適合事業者の認定を要することなく、新規の契約締結又は継続契約の必要な改定を行った上で、重要経済安保情報の提供を行うことが可能である。

第2節 適合事業者に重要経済安保情報を保有させる場合の流れ

法第10条第2項は、「行政機関の長は、当該行政機関の長が保有していない情報であって、当該行政機関の長がその同意を得て適合事業者に行わせる調査又は研究その他の活動により当該適合事業者が保有することが見込まれるものについて指定をした場合において、前項本文に規定する目的のために当該情報を当該適合事業者を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者に対し、当該情報について指定をした旨を通知するものとする。この場合において、当該行政機関の長は、当該適合事業者との契約に基づき、当該指定に係る情報を、当該適合事業者に重要経済安保情報として保有させることができる」旨を規定している。運用基準第5章第2節では、上記のとおり、行政機関が現時点では保有していない情報を、適合事業者に保有させる場合の手続きの流れを示している。

1 事業者の選定

(1) 調査又は研究その他の活動の必要性の判断【運用基準5-2-1(1)】

我が国の行政機関では、政策の推進に当たり必要な調査や研究開発等を、独立行政法人や民間事業者に委託して行うことが広く行われている。法第10条第2項は、行政機関が、重要経済安保情報に該当する情報をこうした委託によって生成しようとする場合のために設けられたものである。

この場合の委託先である事業者の選定に当たっては、当該事業者が適合事業者としての基準を充足する蓋然性に加え、行政機関からの委託を受けて重要経済安保情報を生み出せる蓋然性を持つかといったことも判断の要素となる。そのため、行政機関は、このような事業者の候補は自ずと限定的になることに留意し、本枠組みを活用した重要経済安保情報の生成を計画する際には、その実現性や妥当性について慎重に検討する必要がある。

(2) 事業者への事前の情報提供及び同意の取得【運用基準5-2-1(2), (3)】

行政機関は、委託先の候補となる事業者を選定した後、当該事業者に対して「適合事

業者となること」及び「重要経済安保情報として指定される情報を生成するための調査研究等を実施すること」について提案し、その双方について同意を求めることとなる。その際には、適合事業者になることには同意するが、調査研究等の実施はできないということであれば、その事業者に対して最終的に調査研究等を委託できないということには変わらないため、行政機関として、当該事業者を適合事業者に認定する必要性はない。そのため、前節で述べた行政機関から重要経済安保情報を提供する場合と同様に、事業者において応諾するか否かの十分な検討が可能となるよう、できる限り事前の情報提供や説明を行うことが求められる。

このとき、併せて、調査研究等の成果が重要経済安保情報に指定されることから、委託終了後も事業者として当該内容を論文などで対外的に発表することや、当該研究成果を活用して自社の新製品等を生み出すことが困難になること等も説明し、事業者の理解を得なければならない。

これらの事前に同意を求めた事項については、後述の委託契約の中に明示的に盛り込むことが求められる。

(3) 事業者が独自に実施した調査研究等の扱い【運用基準 5-2-1(4)】

上記のとおり、法第 10 条第 2 項が対象とするのは、事業者との間で「調査研究等の成果を重要経済安保情報に指定すること」をあらかじめ合意し、その前提で事業者が契約に基づき実施した調査研究等に限られる。そのため、事業者が独自に実施した（行政機関との契約に基づき実施していない）調査研究等や、行政機関との一般的な委託契約等に基づき実施したものであっても、上記の合意をした上でその旨を盛り込んだ契約に基づき実施しているのではない調査研究等については、仮にその成果が機微な情報であると行政機関側が判断したとしても、法第 10 条第 2 項の対象とすることはできない。

2 適合事業者の認定及び重要経済安保情報の指定【運用基準 5-2-2】

適合事業者の認定審査や結果通知については、前述の「行政機関から適合事業者に重要経済安保情報を提供する」場合と同様である。

次に重要経済安保情報の指定について、法第 10 条第 2 項の「適合事業者に重要経済安保情報を保有させる」場合には、実際に情報が生成されてから重要経済安保情報に指定するまでに間が空くと、その間に法的な保護措置を講ずることができず、情報が不適切な管理状態に置かれることになるため、あらかじめ、該当情報が発生することを見込んで、重要経済安保情報を指定しておく必要がある。その上で、実際に生成された場合には、その情報を行政機関が指定した重要経済安保情報として適合事業者に保有させることになる。

なお調査研究等の結果、重要経済安保情報に指定すべき情報が生成されなかった場合には、行政機関は、あらかじめ指定しておいた情報の指定を解除するか、別の事業者に調査研究等を改めて委託する前提で解除せずに指定し続けるか、いずれかを選択する必要がある。

3 契約の締結【運用基準 5-2-3】

適合事業者の認定及び行政機関における重要経済安保情報の指定が完了した後、行政機関は、適合事業者との間で調査研究の実施及び重要経済安保情報の取扱いに関する契約を締結し、また適合事業者において調査研究等に従事する者の適性評価を実施する。なお、この場合の重要経済安保情報の取扱いに関する契約は、調査研究の実施に伴う契約に付随する特約契約とすること、若しくは調査研究の実施契約とは別に本章第1節4に規定する包括的な契約とすることのいずれも可能であり、行政機関において適切な形式を選択することとなる。行政機関の長は、法第10条第5項に定めるとおり、当該契約に、行政機関の長が生成された重要経済安保情報の提供を求めることができる旨の規定を入れることが必要である。

なお、調査研究等の実施の過程で生成・入手した情報のうち、重要経済安保情報そのものに該当しない情報であっても機密性の高い情報については、委託先事業者に対し、契約において別途秘密保持義務をかけることが適切である場合も想定され、それは上記の契約の中に盛り込むことが可能である。また、調査研究等の結果、事前の想定どおりに重要経済安保情報に指定すべき情報が生成されなかった場合についても同様であり、この場合には当該調査研究等の過程で生成・入手した関連情報の保全について、本法に基づく規律は及ばないこととなるが、一方で契約終了後も含め、事業者におけるそれら情報の公表や利用について制限を設ける必要がある場合には、秘密保持義務を契約の中に盛り込むことで担保することが可能である。

4 適性評価の実施【運用基準 5-2-4】

運用基準第5章第2節4において、行政機関の長は、事業者が適合事業者であるとの認定がされた後、当該適合事業者の従業者の適性評価を実施する旨を規定しているが、この適性評価は、必ずしも同節3に規定する契約の締結が完了した後でなければ開始できないものではない。本節の「適合事業者に重要経済安保情報を保有させる」枠組みにおける調査研究等は、強い特殊性が認められるものも想定され、その場合には本節1(1)にも記載のとおり、実施可能な事業者や人材が限定される可能性もある。そのような事例において、例えば、調査研究等の中心となる者が適性評価を得られなかった場合、先に契約を締結していたとしても、実質的に調査研究等が実施できない事態に陥る可能性が想定される。そうした事例に該当する場合には、実務上、適合事業者の認定後に適性評価を先に実施し、調査研究等に従事する者に適性評価が出たことを確認してから契約を締結することも許容される。

第3節 適合事業者と認定した後の措置

1 事業者からの申請事項の変更に係る報告【運用基準 5-3-1】

本法では法律上、適合事業者において認定申請時の申請事項に変更があった場合の変更認定申請に係る規定は置かれていないが、申請事項の変更は当然に認定の結果に影響

を及ぼす可能性がある。そのため、運用基準第5章第1節4（9）では、行政機関が適合事業者と締結する契約において、適合事業者に認定後の事情変更の報告を義務付けることとしている。

当該報告は個々の契約に基づくものであるため、その報告様式については運用基準等における特段の定めはなく、各行政機関が契約において定めることとなるが、その際には運用基準の認定申請書を活用する等、申請時点からの変更点が明確に確認できるようにすることが適切である。また、行政機関は、適合事業者の申請事項の変更については、原則として変更前にあらかじめ報告を受け、再度の認定審査を行うことが必要であるが、軽微な変更やあらかじめ認定を得ることが困難であると認める事項については、契約において、当該変更後に遅滞なく報告を受けることを許容しても差し支えない。ただし、認定申請書に添付した規程に変更がある場合については、必ず変更前に審査を行うこととしなければならない。

2 変更部分に係る再審査【運用基準 5-3-2】

適合事業者から申請事項の変更について報告を受けた行政機関の長は、変更部分につき、改めて適合性の認定の審査を実施する。変更部分に係る認定審査の考慮要素は、本章第1節2（2）と同様である。

適合事業者における業務の継続性の観点から、行政機関において改めての適合性の認定審査を実施している間は、当該適合事業者は重要経済安保情報を引き続き取り扱うことができることとしているが、行政機関は、特に申請事項の変更後に行われた報告について、再審査の結果が出ないままに事業者が重要経済安保情報を取り扱う期間がいたずらに長くなることのないよう、速やかに再審査を行うように努めなければならない。

3 再審査の結果の通知【運用基準 5-3-2】

再審査の結果の通知についても、本章第1節3と同様に行う。ただし、再審査によって適合事業者であると認められなかった場合には、行政機関はその旨を通知し、すでに重要経済安保情報を提供しているときは、当該重要経済安保情報が記載された重要経済安保文書等の返還を求めなければならない。

契約書のひな型

(行政機関名)を甲とし、(適合事業者名)を乙として、適合事業者(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する適合事業者をいう。以下同じ。)としての適切な行動、適性評価(法第12条第1項に規定する適性評価をいう。以下同じ。)の円滑な実施及び重要経済安保情報(法第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)の適切な保護のために、次のとおり契約を締結する。

(乙の一般的な義務)

第1条 乙は、この契約に定めるところにより、乙の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないこと及び乙に置かれる保護責任者(重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準(令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。)第5章第1節2(2)に規定する保護責任者をいう。以下同じ。)及び業務管理者(運用基準第5章第1節2(2)に規定する業務管理者をいう。以下同じ。)が必要な知識を有しその職責を全うできることを担保し、乙における必要な教育を定期的実施し、必要な施設設備を整備し、適性評価によって信頼性が確認された者のみに情報を取り扱わせること等の適合事業者として求められる事項の達成に向け経営層も含めて適切に対応することにより、重要経済安保情報の保護に万全を期さなければならない。

2 乙は、その代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下、総称して「従業者」という。)の故意又は過失により重要経済安保情報が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

(保護責任者及び業務管理者の責務)

第2条 保護責任者は、乙における重要経済安保情報の保護に係る全般的な指導及び監督を行い、乙における重要経済安保情報の取扱いの責任を負わなければならない。

2 業務管理者は、重要経済安保情報を取り扱うことになる場所において、当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理し、その取扱いの責任を負わなければならない。

(従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育)

第3条 乙は、保護責任者、業務管理者及び重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる従業者に対し、重要経済安保情報の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施しなければならない。

2 前項の場合において、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととなる従業者に対する教育は、当該従業者が実際に重要経済安保情報の取扱いの業務を行う前に実施しなければならない。ただし、必要な場合には、当該従業者に対する適性評価の結果が伝達される前に実施することを妨げない。

3 乙は、保護責任者、業務責任者及び重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う従業者に対し、少なくとも年1回、第1項の教育を実施しなければならない。ただし、必要な場合には、当該教育を臨時に実施することを妨げない。

(適合事業者として申請した事項に関する変更の報告)

- 第4条 乙は、適合事業者の認定のために甲に提出した認定申請書（運用基準別添12の認定申請書をいう。以下同じ。）に記載した事項を変更しようとする場合には、当該変更をする前に、当該変更について甲の審査を受けなければならない。ただし、議決権の5%超を直接に保有する者若しくは役員の変更等変更前に甲の審査を受けることが困難である場合又は当該変更が軽微なものであると甲が認めた場合には、その限りではない。
- 2 乙は、認定申請書に添付して甲に提出した規程や教育資料を変更しようとする場合には、当該変更をする前に、当該変更について甲の審査を受けなければならない。ただし、軽微な変更であると甲が認めた場合には、その限りではない。
 - 3 乙は、前2項の規定により甲の審査を受けている間は、適合事業者として、引き続き重要経済安保情報を取り扱うことができる。

(候補者名簿の作成)

- 第5条 乙は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする従業者を決定した場合には、様式1の候補者名簿に必要事項を記載し、これを甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の候補者名簿に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする従業者を掲載するに当たっては、当該従業者から同意を得なければならない。
 - 3 乙は、第1項の候補者名簿の提出後、甲から適性評価の結果が通知されるまでに、当該候補者名簿に掲載した者について、他部署に異動するなど重要経済安保情報の取扱いの業務を行う必要性がなくなったと認める場合や記載した事項に変更がある場合には、速やかに当該候補者名簿を修正し、これを甲に提出しなければならない。

(行政機関からの通知)

- 第6条 乙は、甲から、前条第1項に基づき提出された候補者名簿に掲載された者のうち、適性評価実施責任者に提出する名簿に不登載となった旨の通知又は評価対象者として承認若しくは不承認の旨の通知があった場合には、その旨を当該通知に係る評価対象者に通知しなければならない。

(適性評価の実施に関する協力)

- 第7条 乙は、甲が実施する適性評価に必要な協力を行わなければならない。
- 2 乙は、法第12条第6項に基づく照会に対して必要な事項の報告を行うこと、評価対象者及びその上司等に対する面接等の実施に便宜を図ることなど、内閣府が実施する適性評価調査に必要な協力を行わなければならない。
 - 3 甲は、適性評価の結果の通知に関して乙から進捗状況の確認があった場合には、真摯に対応しなければならない。

(適性評価者名簿の作成)

- 第8条 乙は、適性評価の結果重要経済安保情報を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがない（以下「適性がある」という。）と認められた者を一覧にした適性評価者名簿を作成し、これを管理しなければならない。
- 2 乙は、前項の適性評価者名簿に掲載した者について、退職等により乙の従業者ではなくなった場合にはこれを削除するなど適切に管理することとし、少なくとも年に1回当該適性評価者名簿を点検しなければならない。

(個人情報管理)

第9条 乙は、評価対象者が第5条第1項の候補者名簿の掲載に同意をしなかった事実、適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果が通知されていない事実、適性があるとは認められなかった事実その他適性評価の実施に関して収集した個人情報に関して、漏えい又は滅失の防止その他安全管理のための措置を厳格に行わなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報が記載された文書に関して、用済後速やかに廃棄する等適切な管理に努めなければならない。その際、適性があると認められた旨を甲が通知した文書については取得した日から10年、その他の文書は取得した日から1年を超えて保存してはならない。

(苦情の申出に関する不利益取扱いの禁止)

第10条 乙は、評価対象者が苦情(法第14条第1項に規定する苦情をいう。)の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第11条 乙は、評価対象者が第5条第1項の候補者名簿の掲載に同意をしなかった事実、適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果が通知されていない事実、適性があるとは認められなかった事実その他適性評価の実施に関して収集した個人情報を、法令に基づく場合を除き、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(目的外利用の禁止等を受けた担保措置)

第12条 甲は、評価対象者が、前2条により禁止されている行為を受けたと考える場合に相談等を受けるための窓口を設置し、当該適性評価対象者からの相談等に誠実に対応するものとする。

2 乙は、乙の従業者である評価対象者が、前2条により禁止されている行為を受けたと考える場合には、その解消に向けて当該評価対象者と協議するように努めなければならない。

(適性がある者に関する事情の変更の報告)

第13条 乙は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行っている従業者について、次に掲げる事情があると認めた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用等薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんか等の対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 上記のほか、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

(重要経済安保情報の取扱業務の停止)

第 14 条 前条による報告の結果、甲から法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する事情があると認められた旨の通知があったときは、乙は、直ちに当該従業者が重要経済安保情報を取り扱わないよう措置しなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じたときは、速やかに、第 17 条第 1 項の取扱者名簿から当該従業者についての記載を削除しなければならない。

(従業者が派遣労働者である場合の措置)

第 15 条 乙は、派遣労働者（労働者遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である従業者を第 5 条第 1 項の候補者名簿に掲載する場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、その旨を通知しなければならない。

2 乙は、派遣労働者である従業者について、甲から次に掲げる事項を通知された場合には、当該通知の内容を書面により、当該従業者を雇用する事業主に通知しなければならない。

(1) 候補者名簿からの不登載

(2) 適性評価を実施することについて行政機関の長の承認が得られたこと、又は得られなかったこと

(3) 当該従業者が適性評価の実施についての同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったこと

(4) 当該従業者が同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止されたこと

(5) 当該従業者が適性評価の実施に同意した後に重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったことにより適性評価の手続が中止されたこと

(6) 適性評価の結果

(7) 当該従業者が法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する事情があると認められたこと

(8) 当該従業者が申し出た苦情の処理の結果、改めて適性評価を実施する必要があると認められたこと

3 乙は、第 1 項又は第 2 項の通知をした場合には、派遣労働者を雇用する事業主に対し、当該通知をした文書が第 9 条第 2 項の規定に準じて適切に管理されるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、派遣労働者である従業者が評価対象者である場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が苦情の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしないよう、必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、派遣労働者である従業者が評価対象者である場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者が第 5 条第 1 項の候補者名簿の掲載に同意をしなかった事実、適性評価の実施に同意をしなかった事実、適性評価の結果の通知を受けていない事実、適性があるとは認められなかった事実その他適性評価の実施に関して収集した個人情報を、法令に基づく場合を除き、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないよう必要な措置を講じなければならない。

6 乙は、派遣労働者である従業者が現に重要経済安保情報を取り扱っている者又は新たに重要経済安保情報を取り扱わせようとしている者である場合には、当該従業者を雇用する事業主に対し、当該従業者について第 13 条の事情があると認めたときに乙に確実に報告させるよう、必要な措置を講じなければならない。

7 乙は、派遣労働者である従業者が重要経済安保情報文書等を紛失し、漏えいした場合には、当該従業者を雇用する事業主の就業規則等により懲戒の対象となることが規定されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(重要経済安保情報を取り扱う範囲)

第16条 乙は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業者の範囲を決定するに当たっては、その範囲は当該重要経済安保情報を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめなければならない。

2 本契約に基づき重要経済安保情報の取扱いの業務を行う乙の従業者の範囲は、以下の部署に所属している者とする。

- ・・・事業部・・・課
- ・・・事業部・・・課

(取扱者名簿の提出)

第17条 乙は、この契約締結後、甲から提供された重要経済安保情報ごとに、前条に定める範囲内において、当該重要経済安保情報を取り扱うことになる従業者個人を一覧にした様式2の取扱者名簿を作成し、当該重要経済安保情報を取り扱わせる前に、甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の取扱者名簿に記載する者を追加するときは、あらかじめ、甲に報告し、承認を受けなければならない。

3 乙は、第1項の取扱者名簿に記載している者を削除したときは、甲に報告しなければならない。

(重要経済安保情報の取扱者の制限)

第18条 乙は、重要経済安保情報を、当該重要経済安保情報に係る取扱者名簿に記載されている以外の者に共有してはならない。

(立入制限措置等)

第19条 乙は、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱う場所について、当該重要経済安保情報を取り扱う従業者以外の立入りを禁止するため、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、他の法令の規定等により当該重要経済安保情報を取り扱う従業者以外の者を立ち入らせる必要がある場合には、当該者を立ち入らせる前に、重要経済安保情報の保管容器への格納、他の区画への移動、被覆等の必要な保護措置を講じなければならない。

3 乙は、当該重要経済安保情報を取り扱う者以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

4 乙は、当該重要経済安保情報を取り扱う者であっても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

5 乙は、第1項の場所に立ち入る者の所属や氏名、立ち入った日時を記録しなければならない。

(携帯型情報通信・記録機器の持込制限)

第20条 乙は、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱う場所について、携帯型情報通信・記録機器(携帯電話、スマートフォン、携帯情報端末(PDA)、映像走査機(ハンディスキャナ)、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。)の持込みを禁止しなければならない。

2 前項の規定により携帯型情報通信・記録機器の持込みが禁止された場合には、乙は、当該場所に当該機器を持ち込んではならない旨の掲示その他必要な措置を講じなければならない。

(重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第 21 条 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を取り扱うときは、これをスタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ重要経済安保情報を取り扱う従業者のみがアクセスできる措置が講じられたものとして甲が認めたもので取り扱わなければならない。

2 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の電磁的記録媒体への書き出し及び印刷の記録を保存しなければならない。

3 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下同じ。）に記録するときは、パスワード設定又は暗号化措置による秘匿措置を講じなければならない。

(従業者への周知)

第 22 条 乙は、重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 26 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）を作成したとき、重要経済安保情報文書等の交付若しくは重要経済安保情報の伝達を受けたとき又は重要経済安保情報を保有したときは、当該重要経済安保情報を取り扱う従業者にその旨を周知しなければならない。

(重要経済安保情報文書等の接受)

第 23 条 乙は、封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人、又はその指名する従業者（当該重要経済安保情報を取り扱う者に限る。）でなければ開封させてはならない。

(重要経済安保情報文書等の保管)

第 24 条 乙は、取り扱う重要経済安保情報文書等を、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱う場所に設置された保管容器に保管しなければならない。

2 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録を取り扱う電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、当該電子計算機の端末をワイヤで固定する等の必要な物理的措置を講じなければならない。

3 第 1 項の規定は、重要経済安保情報を記録する可搬記憶媒体に準用する。

(その他保管のための施設設備)

第 25 条 乙は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等重要経済安保情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(運搬の方法)

第 26 条 乙は、重要経済安保情報文書等を運搬するときは、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業者の中から指名した従業者に携行させるものとする。

2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不相当であるときの運搬の方法については、甲の指示に従うものとする。

(交付の方法)

第 27 条 乙は、重要経済安保情報文書等を交付するときは、受領書等に、受領の記録を残すものとする。

2 重要経済安保情報文書等は、郵送により交付してはならない。

3 重要経済安保情報文書等（物件を除く。）は、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用して交付等してはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第 28 条 乙は、重要経済安保情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見る事ができないように封筒若しくは包装を二重にして封かんするものとする。

（物件の包装等）

第 29 条 乙は、重要経済安保情報を記録する電磁的記録媒体若しくは当該情報を化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

（閲覧の方法）

第 30 条 乙は、重要経済安保情報文書等を閲覧するときは、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるように伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、重要経済安保情報文書等の閲覧を、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱える場所以外で実施してはならない。

（伝達の方法）

第 31 条 乙は、重要経済安保情報を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるように伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、重要経済安保情報の伝達を、甲から承認を受けた重要経済安保情報を取り扱える場所以外で実施してはならない。

3 乙は、重要経済安保情報の伝達を電話で行ってはならない。

4 乙は、重要経済安保情報を伝達する場合には、盗聴等の防止に努めるものとする。

（作成）

第 32 条 乙は、重要経済安保情報文書等を作成（複製を含む。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 前項の場合、乙は、実施の細部について甲と協議し、甲の立会いのもと行わなければならない。

3 乙は、重要経済安保情報文書等を作成したときは速やかにその旨を甲に報告するとともに、甲より必要な指示を受けるものとする。

4 乙は、重要経済安保情報文書等の作成において完成に至らなかったものについては、甲の指示に従い、甲に引き渡し、又は重要経済安保情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

（重要経済安保情報の表示等）

第33条 乙は、重要経済安保情報文書等を作成したとき、重要経済安保情報文書等の交付若しくは重要経済安保情報の伝達を受けたとき又は重要経済安保情報を保有したときは、法第3条第2項各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。ただし、すでに当該措置が講じられた重要経済安保情報を受領したときはこの限りではない。

2 乙は、前項の場合において、法第3条第2項第1号に掲げる措置を講ずる際に、甲から別に指示のある場合は、その表示をしなければならない。

3 第1項の場合において、当該重要経済安保情報文書等が各国の秘密情報に該当するものであるときは、乙は、前2項の表示に加え、甲から別途指示のあったとおりに表示をしなければならない。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第34条 乙は、甲から令第7条第1項第2号の規定に基づく重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知を受けたときは、当該指定に係る重要経済安保情報文書等であったものについて、重要経済安保情報の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第7条第2項に規定する指定有効期間満了表示をしなければならない。

2 乙は、前項の場合において、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知しなければならない。

3 乙は、第1項の場合において、当該指定の有効期間が満了した旨を当該指定に係る情報を取り扱う従業者(当該指定の有効期間の満了について前項の通知を受けた者を除く。)に周知しなければならない。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第35条 乙は、甲から令第8条第1号の規定に基づく重要経済安保情報の指定の有効期間を延長した旨の通知を受けたときは、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者(当該指定の有効期間の延長について前項の通知を受けた者を除く。)に周知しなければならない。

(指定の解除に伴う措置)

第36条 乙は、甲から令第10条第1項第2号の規定に基づく重要経済安保情報の指定が解除された旨の通知を受けたときは、当該指定に係る重要経済安保情報文書等であったものについて、重要経済安保情報の表示に赤色の二重線を付すことその他これに準ずる方法によりこれを抹消した上で、令第10条第2項に規定する指定解除表示をしなければならない。

2 乙は、前項の場合において、法第3条第2項第2号に掲げる措置を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知しなければならない。

3 乙は、第1項の場合において、当該指定が解除された旨及びその年月日を当該指定に係る情報を取り扱う従業者(当該指定の解除について前項の通知を受けた者を除く。)に周知しなければならない。

(簿冊等の管理)

第 37 条 乙は、重要経済安保情報文書等を作成したとき、重要経済安保情報文書等の交付若しくは重要経済安保情報の伝達を受けたとき又は重要経済安保情報を保有したときは、速やかに、その旨を簿冊に登録しなければならない。

2 乙は、重要経済安保情報文書等の接受、閲覧、運搬、返却又は廃棄を行ったときは、速やかに、その旨を簿冊に登録しなければならない。

3 乙は、第 34 条から第 36 条までの措置を講じたときは、速やかにその旨を簿冊に登録しなければならない。

(検査)

第 38 条 乙は、前条に基づき整備した簿冊を基に、毎年 1 回以上重要経済安保情報の取扱いの状況について検査を行い、甲に結果を報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けるほか、乙の重要経済安保情報の取扱い状況について自ら調査する必要があると認めるときは、乙に対して検査を実施することができる。

3 乙は、前項の検査が実施される場合には、その実施に協力するものとする。

(重要経済安保情報文書等の返却)

第 39 条 乙は、甲から指示があった場合には、甲から提供を受けた重要経済安保情報文書等及び当該重要経済安保情報文書等に関し作成した全ての重要経済安保情報文書等を、甲に返却しなければならない。

(重要経済安保情報文書等の廃棄)

第 40 条 乙は、甲から指示があった場合に限り、重要経済安保情報文書等を廃棄できる。

2 前項の廃棄に当たっては、当該重要経済安保情報を取り扱うことができる者が、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、確実に廃棄しなければならない。

(緊急事態に際しての廃棄)

第 41 条 乙は、重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合には、重要経済安保情報として指定された情報を探知することができないよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により、当該重要経済安保情報文書等を廃棄することができる。

2 乙は、前項の規定により重要経済安保情報文書等を廃棄する場合には、あらかじめ重要経済安保情報管理者を通じて甲の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

(事故発生時等の措置)

第 42 条 乙は、重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報が漏えい若しくは破壊等の事故が発生した場合（それらの疑い又はおそれがある場合も含む。）、又は本契約に定める保護措置に抵触するような事態が発生した場合には、直ちに事故の内容に応じた適切な処置を講じるとともに、把握し得る限り全ての内容を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に規定する報告後、事故の原因のほか、甲から指示のあった事項について詳細な調査を行い、速やかにその結果を甲に報告しなければならない。

(違約金の請求)

第 43 条 甲は、別に定めるところにより、違約金を請求することができる。

2 本条で定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(秘密保持義務の有効期間)

第44条 乙が、本契約に基づき重要経済安保情報を保護する責任がある期間は、乙が甲から重要経済安保情報の提供を受けたときから、当該重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報の指定の有効期間（甲が当該期間を延長する旨を乙に通知した場合には、当該延長後の期間）が満了するまで、又は甲が重要経済安保情報の指定を解除するまでとする。

2 前項に定める期間に乙が重要経済安保情報を漏えいしたときは、当該期間経過後3年を経過するまでの間、前条はなお効力を有するものとし、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。

3 本契約が終了（解除された場合も含む。）した場合であっても、第1項に規定する期間及び第2項に規定する違約金を請求できる期間については、前条はなおその効力を有するものとする。

(関連資料等の保存)

第45条 乙は、前条に規定する違約金を請求できる期間が満了するまでの間は、簿冊等の重要経済安保情報の保護や取扱いに関する資料等を保存しなければならない。

(契約の解除)

第46条 甲は、乙が本契約の規定に違反したとき又は乙が適合事業者には認められなくなったときは、催告を要せずに本契約の一部又は全部を直ちに解除することができる。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙は、前項により契約が解除された場合において、甲から重要経済安保情報文書等の提供を受けていたときは、当該重要経済安保情報文書等及び当該重要経済安保情報文書等に関し作成した全ての重要経済安保情報文書等を速やかに甲に返却しなければならない。

(その他)

第47条 重要経済安保情報の指定の有効期間の満了又は指定の解除により乙が現に取り扱っている重要経済安保情報文書等がなくなった場合等本契約に定めのない事由が生じた場合には、甲乙協議の上、決定することとする。

候補者名簿

氏名	ふりがな	生年月日	部署・役職 (※)	業務内容	法第 12 条第 1 項各号の 該当性	法第 12 条第 7 項の 該当の有無

(※) 適合事業者と雇用関係にある労働者でも適合事業者に労働者派遣された派遣労働者でもない場合については、当該者の本来の所属とともに、適合事業者との具体的な関係（求職者で採用予定、顧問弁護士として契約中等）を記載

取扱者名簿

交付元行政機関：

取扱情報（整理番号）：

番号	氏名	ふりがな	部署・役職	適性評価 結果通知日	取扱開始日